

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件






原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

## 最終準備書面

令和4年12月27日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則	
同	小 川 隆太郎	
同	橘 真理夫	
同 (主任)	川 上 資 人	
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一	

原告は、証人尋問結果を踏まえて、以下のとおり弁論を準備する。

### 目次

第1 戒具使用要件を充たさないこと .....	3
1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 .....	3
2 被告東京都の主張に対する反論 .....	5
3 被告東京都の積極的加害意思 .....	29
第2 戒具使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務	

にも違反していること .....	30
1 注意義務の内容 .....	31
2 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げた事実 .....	31
3 被告東京都が注意義務違反を認識していた事実.....	35
第3 十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務にも違反していること .....	40
第4 戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止すべき義務違反も存在すること .....	42
第5 戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務の違反があること .....	45
1 被告東京都の注意義務違反.....	45
2 被告国の注意義務違反 .....	48
第6 亡アルジュン氏の死因 .....	49
1 過度の拘束による肺動脈血栓症が主たる死因であること .....	49
2 過度の拘束により肺動脈血栓症が惹起されることとなった機序.....	49
3 主に臨床経過から主たる死因が肺動脈血栓症であると判定され、Dダイマー値や脱水症がその裏付けとなること .....	51
4 剖検結果（丙31）は肺動脈血栓症と整合するものであること .....	56
5 亡アルジュン氏が脱水状態にあった可能性が高いこと.....	57
6 血液の状態は脱水状態を否定するものではないこと .....	58
7 筋挫滅症候群の可能性も否定されるものではないが主たる死因は肺動脈血栓症であること .....	59
第7 本件で国賠法6条の適用により亡アルジュン氏の賠償責任の範囲を制限するべきではないこと .....	59
1 これまでの裁判例および学説において、外国において低額の定額賠償が定められていることを理由に、国賠法6条に基づいて日本に在留する外国人被害者に対する賠償責任の範囲を制限することを是とする見解は見当たらないこと.....	60

2	国賠法6条の適用は、各国の法制度の比較においては法律のみならず現実の運用も踏まえ、当該救済を認めることが国賠法6条の依拠する衡平の観念に反するかどうかという基準で決すべきこと.....	61
3	ネパールにおいては公務員による個人に対する権利侵害に対する賠償責任が10万ルピーを超えて認められていること.....	62
4	被告らが抗弁として相互保証の不存在につき主張立証責任を負うべきこと.....	65
第8	本件で賠償されるべき亡アルジュン氏に生じた損害.....	66
第9	相次ぐ刑事拘禁施設における暴力と虐待、今こそ司法の真価が問われている.....	68
1	第二次名古屋刑務所事件、岡崎警察署事件の発生.....	68
2	20年前の反省が全く活かされていない.....	69
3	司法の英断こそが、刑事拘禁施設の改革につながる.....	70

## 第1 戒具使用要件を充たさないこと

### 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

#### (1) はじめに

本件は、被告東京都が、自傷他害のおそれを理由に亡アルジュン氏を保護室へ収容し、その時点で法律が定める戒具装着要件が失われているにもかかわらず、亡アルジュン氏に対して違法に戒具を装着し、過度の拘束によって亡アルジュン氏の血液の循環を著しく妨げ、肺動脈血栓症により、亡アルジュン氏を死に至らしめた（以下、「本件戒具使用行為」という。）という事案である。

#### (2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律について

ア. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「同法」という。）は、第214条で「保護室への収容」と題して保護室収容要件を定め、第213条で「捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用」と題して戒具使用要件を定める。

イ. 同法 214 条 1 項は、保護室収容要件について以下のように定める。

「留置担当官は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、留置業務管理者の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。」

ウ. 同法 213 条 1 項は、戒具使用要件について以下のように定める。

「留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」

エ. 本件で、被告東京都は、同法 213 条 1 項の 1 号及び 2 号の要件に該当するため亡アルジュン氏に対して、保護室内で戒具を使用したと主張する。

しかし、まず亡アルジュン氏は、保護室に収容されている以上、「逃走すること」（第 1 号）は不可能である。

また、保護室は、同法 214 条が定めるように、「自身を傷つけるおそれがあるとき。」（第 1 号）、及び「他人に危害を加えるおそれがあるとき。」（第 2 号ロ）にそれらの行為を防ぐために収容する部屋であって、亡アルジュン氏が保護室に収容された時点で、「自身を傷つけ、又は他人

に危害を加える」(213条1項2号)「おそれ」(213条1項柱書)は除去され、存在しないこととなる。

したがって、被告東京都によって既に保護室に收容されていた亡アルジュン氏には、同法213条1項が定める戒具使用要件は認められないのであって、それにもかかわらず漫然と戒具を使用した被告東京都の措置は違法であり、留置担当者の注意義務違反は明らかである。

オ. 仮に、同法213条1項の戒具使用要件が認められるか否かが問題となったとしても、同項2号の自傷以外の要件は問題とならない。

なぜなら、亡アルジュン氏が戒具を装着されたのは、保護室に收容された後であり、保護室收容時点で逃走、及び他害は不可能となるからである。保護室に收容されれば、当然ながら逃走は不可能である。また、保護室内には亡アルジュン氏の他には誰もいないのであるから、他害も不可能である。

よって、問題は、亡アルジュン氏に、保護室收容後に自傷のおそれが認められたか、という点となる。

この点、後述のとおり、亡アルジュン氏は、逮捕時から居室にいる時点を含む死亡に至るまでの間、被告東京都の管理下に置かれている間に一度も自傷行為に及んだことはない。このような亡アルジュン氏の死亡前の状況からは、亡アルジュン氏が保護室收容後に自傷行為に及んだかもしれないと推認させる合理的根拠は全く認められない。

よって、亡アルジュン氏には自傷のおそれも認められないのであって、被告東京都の本件戒具使用行為は、同法213条が定める戒具使用要件を満たさない違法な戒具使用であったことが明らかである。

## 2 被告東京都の主張に対する反論

### (1) 被告東京都準備書面(1)の主張

被告東京都は、平成31年1月25日付準備書面(1)・第3・3・(2)・ア(28頁)で、同法213条1項に基づき戒具を使用したと主張する。具体的には、同項2号の「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」に該当したために戒具を使用したとする。

そして、同項2号「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」に該当する事情として、28頁「イ」以下の当てはめにおいて、「上記第2、6で述べたとおり、亡アルジュンは、留置課員の指示や制止に従わずに意味不明な言葉を発したり、留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして暴れたばかりか、保護室連行に際しても、連行しようとする留置課員に対してその手を振り解こうとして暴れ続けていたものであり(丙5号証)、留置課員は、これらの事情を踏まえ、亡アルジュンが自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあると認め、戒具(ベルト手錠及び捕縄等)を使用するに至ったのである」(被告東京都準備書面(1)・第3・3・(2)・イ(28頁))と主張する。

しかしまず、「指示や制止に従わず」という事実は、保護室収容要件を定める同法214条1項2号イの「留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。」に当たりうるとしても、戒具使用要件である「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」には該当しないことから、被告東京都の主張には理由がない。

なお、被告東京都の「意味不明な言葉を発した」という主張は、戒具使用要件である「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること」に該当しない法律上無意味な主張であることは勿論のこと、亡アルジュン氏をはじめとする外国人の訴えを理解しようとしなないものであり、被告東京都の外国人被留置者に対する根深い偏見と差別意識を端的に示すものである。

また、「上記第2、6」とは、被告東京都準備書面(1)の17頁の第2の6のことであるが、同項において、被告東京都が同法213条1項2号「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」の戒具使用要件該当事由として挙げている

のは(7)のみである。(1)から(6)の事情は、戒具使用要件該当事由ではなく、同法214条の保護室収容要件該当事由である。

被告東京都が、(7)で挙げている事情は、「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどし」たというものであり、これが「このまま保護室に収容したとしても、亡アルジュンが保護室内で自身を傷ついたり、対応した留置課員らに危害を加えるおそれがあると判断し、亡アルジュンに対する戒具使用の必要性を認めた」根拠であるとする。

しかし、そもそも「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどし」たという事情は、保護室に収容される前の事情であって、仮に保護室収容要件を基礎づけることはあっても、保護室収容後もなお自傷他害のおそれが存続することを基礎づける事情にはなりえない。

また、「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどし」たという事情は、百歩譲って、仮に、他害のおそれを推認させたとしても、保護室収容後に自傷したかもしれないとおそれを基礎づけることにはならない。まず、一般経験則に照らして、「両腕を振り上げ」る行為から「自身を傷つけ」るおそれを推認させる推認過程を想定することは極めて困難である。仮に、亡アルジュン氏に「保護室に連行されている途中に」「両腕を振り上げ」る行為が認められたとしても、保護室収容後に自傷するおそれが認められることには全くならないのである。

さらに、そもそも「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどし」たという点は、被告東京都が認めるとおりビデオが存在せず、証拠がない。さらに、後述のとおり証人宮本の証言からもこれを認めることはできない。

よって、「亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどし」たという事情は、後に詳述するとおり、被告東京都の虚偽の主張であり、認めることができないから、被告東京都の戒具使用が違法なものであったこ

とは明らかである。

## (2) 被告東京都準備書面(2)の主張

ア. 被告東京都は、令和元年6月28日付準備書面(2)・第1・2・(3)・ア「戒具使用前の原告の暴れについて」(7頁)の(ア)で、「体当たりしながら居室の外に出ようとしたり」「留置課員がつかんでいる自身の両腕を振り上げるなどし」たことを戒具使用要件該当事由として挙げている。しかし、これらも仮に保護室収容要件を基礎づけることはあっても、保護室収容後もなお自傷他害のおそれが存続し、保護室収容後にも戒具使用要件充足性が認められたことにはならない。

イ. また、同項の(エ)(8頁)では、「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げるなどして暴れた状況が撮影されていない」として、被告東京都は、準備書面(1)の17頁の第2の6の(7)で戒具使用の根拠とした事情は証拠がないと認めている。この点は、後述するように、証人宮本も全く不合理な弁解に終始しており、証拠上かかる事情を認めることはできない。

ウ. また、被告東京都は、同(エ)にて、「保護室に収容された直後に、留置課員につかまれている腕を振り回して抵抗している状況からすれば(丙5号証動画5(6:51:30~36))、居室から保護室まで連行される間においても、両腕を振り上げるなどして抵抗したことが強く推認される」とする。

しかし、そもそも、亡アルジュン氏は、丙5号証動画5の6:51:30~36において、腕を振り回して抵抗していない。丙5号証動画5の6:51:30~36において、亡アルジュン氏が「腕を振り回して抵抗している」という被告東京都の主張は、全くの虚偽の主張である。被告東京都は、裁判所が丙5号証の動画をわざわざ再生して確認することはないだろうという、裁判所を完全に見くびった認識のもとに、このような虚偽



の主張を平気で行っているのである。裁判所におかれては、丙5号証動画5の6:51:30~36をぜひとも確認して頂きたい。被告東京都の不誠実極まりない虚偽の主張が一目瞭然となるはずである。

さらに、仮に保護室において亡アルジュン氏が戒具を装着される過程で体をよじっていたとしても、それは16人もの警察官に取り囲まれ、床に押さえつけられ、無理やり戒具を装着される恐怖と痛みから、体をよじっていただけであって、そのことから「居室から保護室まで連行される間においても、両腕を振り上げるなどして抵抗したことが強く推認される」などという荒唐無稽な「推認」が成立することはあり得ない。

### (3) 被告東京都証人宮本の証言について

#### ア. 保護室収容後の亡アルジュン氏に戒具使用要件が認められないこと

証人宮本は、「暴れて逃走しようとするのもあったし、自傷他害の恐れもあったんで、戒具の使用を判断しました」（宮本証人調書12頁）、「戒具を付けた理由は、逃走の恐れがあったりしたんで、自傷他害の恐れもあったんで、戒具の装着を決めました」（宮本証人調書17頁）と述べ、戒具使用の根拠は、逃走と自傷他害の恐れであると明言した。

そして、具体的には、「自傷というのは、ドアの前で体を揺さぶって外に出ようとしたりして、アルジュンさんがけがをする、あるいは我々留置課員の古嶋巡查がドアに体をぶつけたというところもあって、そこで自傷他害の疑いがあると。逃走という面では、布団庫の方に歩き出したというものもあるし、ドアの前で出入り口方向に出ようとしたこともあるということで、自傷他害のおそれがあると」（宮本証人調書17頁）判断したと述べる。

証人宮本は「自傷他害のおそれ」などと述べて、自傷と他害を一緒くたにしてしまっているが、同人の証言は、つまり、亡アルジュン氏の自傷のおそれは「ドアの前で体を揺さぶって外に出ようとした」という点から認められ、他害のおそ

れは「古嶋巡査がドアに体をぶつけた」点から認められるという主張である。

しかし、前述のとおり、保護室には亡アルジュン氏以外誰もいないのであるから、保護室に收容された後は他害は不可能である。

また、後述のとおり、逮捕から死亡に至るまで被告東京都の管理下に置かれた際に全く自傷行為に及んだこともない亡アルジュン氏が、保護室收容前に「ドアの前で体を揺さぶって」いたからといって、保護室收容後の亡アルジュン氏に自傷行為のおそれが認められたことには全くなりません。

また、保護室に入れられてしまえば、当然逃走は不可能であるから、逃走のおそれは認められない。

よって、証人宮本の証言からも、保護室收容後の亡アルジュン氏に自傷、他害、逃走のおそれが認められる余地は全くなく、被告東京都の本件戒具使用行為が同法213条1項の要件を満たさない違法な戒具使用行為であったことは明らかである。

#### イ. 保護室收容後に戒具使用要件が存続するか分からないとの回答

証人宮本が証言する上記の逃走と自傷と他害、及び逃走の恐れは、全て保護室收容前の事情である。そこで、原告代理人川上が「保護室に入れればもう、この逃走もできないし、自傷他害の恐れもなかったんじゃないですか。」と質問すると、証人宮本は、「それは私は分かりません。」（宮本証人調書18頁）と回答し、保護室收容後に自傷他害のおそれが消滅したことを否定できなかった。

つまり、被告東京都が挙げる逃走と自傷他害のおそれは、保護室收容要件に該当する事情であって、戒具装着要件の事情ではない。そして、被告東京都は、かかる事情に基づいて亡アルジュン氏を保護室に收容し、その時点で被告東京都が挙げる逃走と自傷他害のおそれは消滅した。実際、証人宮本は、保護室收容要件としての逃走と自傷他害のおそれは証言しているが、戒具装着要件についての逃走の自傷他害のおそれについては「私は分かりません。」としているのである。

また、宮本証人調書28頁には以下のようなやり取りもある。

川上：「無理やりのこの戒具装着をやめて、保護室の中で放っておけば静かになったと思いませんでしたか。」

宮本：「思いませんでした」

川上：「それでも保護室の中でずっと暴れ続けると思ったんですか。」

宮本：「思いました。」

川上：「その根拠は、一番最初に冒頭におっしゃっていた、ドアの前で体を揺すったりとか、古嶋巡査も体をドアにぶつけたからなんですね。」

宮本：「そうですね。」

このように、証人宮本は、戒具装着の理由を、保護室収容前の事情である「ドアの前で体を揺すったりとか、古嶋巡査も体をドアにぶつけたから」としている。しかし、この事情は保護室収容後においても自傷他害のおそれが存続することを説明できていない。一般経験則に照らして、逮捕時から死亡に至るまで被告東京都の管理下に置かれていた際に一度も自傷行為に及んだことのない亡アルジュン氏が、保護室収容前に「ドアの前で体を揺すった」ことから、保護室収容後に自傷行為に及んだかもしれないという推認過程は成立しえないからである。

証人宮本自身も「それは私は分かりません。」（宮本証人調書18頁）と回答し、保護室収容後に自傷他害のおそれが消滅したことを否定していない。よって、宮本証人調書28頁のやり取りからも亡アルジュン氏には戒具装着要件が認められなかったことは明らかである。

#### ウ. 他害のおそれはなかったとの回答

さらに、他害のおそれについては、以下のとおり、認められないと証言している。（宮本証人調書23頁～24頁）

川上：「移動中に前に進まなかった、踏ん張っていたという状況から、戒具を付けたと。次なんですけれども、保護室で自傷他害行為というのは、これどうや

るんですか、保護室の中で。自傷の行為、それから他害行為、どういうふうにするんですか。」

宮本：「頭を床にボンボンとこうする、前だけじゃなくて後ろにも。床にぶつけようとするという動作もあるし。」

川上：「他害はどうやるんですか。」

宮本：「他害は、我々に対して抵抗する状態ですね。」

川上：「でも、保護室の中に入ったら、宮本さんはもう中にいませんよね。」

宮本：「ん。」

川上：「保護室の中にいるときに、宮本さんは中にいないじゃないですか。どうやって他害するんですか。」

宮本：「装着し終わった後ですか。」

川上：「いや、その前です。保護室に入っていて、保護室には誰もいないのに、どうやって他害するんですかと聞いてるんです。」

宮本：「保護室の中で、例えば、壁に頭をバンバンぶつけてる人も見てるし。」

川上：「だからそれ、自傷ですよ。」

宮本：「そう。」

川上：「僕が聞いてるのは他害行為。どうやってやるんですかって聞いてる。」

宮本：「他害行為はできません。」

よって、戒具使用要件のうち、他害についてはその要件充足性が認められなかったと被告東京都の証人自身が証言していることから、認められないことは明らかである。

エ. 自傷行為については戒具装着によって自傷行為は防ぐことができないとの回答、及び保護室収容後に逃走した例はないとの回答

また、自傷のおそれについては、以下のとおり、戒具装着によっても自傷行為は防げるものではなく、その使用の必要性が認められないと証言している。また、逃走のおそれについてもこれまで保護室収容後に逃走した例はなく、そのおそれは認められないと証言している。（宮本証人調書24頁～25頁）

川上：「自傷行為については床、それから壁に頭を打ち付ける恐れがあるということだったんですね。」

宮本：「はい。」

川上：「それは、戒具、ベルト手錠、ロープ、膝のロープ、それから新型補縄、これ3つ付けてても、寝ている状況で床に頭をぶつけるっていうことはできるじゃないですか。変わらないじゃないですか、戒具付けてなくても。どう思いますか。」

宮本：「こういう状態で頭を床にぶつける、あるいは壁側に行って壁にトントんと頭をぶつける動作はできます。」

川上：「できちゃいましたよね、戒具付けてても。」

宮本：「はい。」

川上：「だから、保護室に入れた上でさらに戒具を付けないといけなかった理由として、あなたは自傷他害の恐れがあるからと言ったんですけど、それらはまず、他害については保護室に入れてしまえば戒具を付けなくても他害はできないとおっしゃった。自傷については、戒具を付けたってできてしまう自傷しかあなたは考えつかないわけですね。そう考えると、保護室に入れた上でさらに戒具を使う必要はなかったんじゃないですかと言ってるんです。」

宮本：「自傷の恐れがあったから、逃走の恐れがあったから、付けました。」

川上：「逃走、どうやってするんですか、保護室に入った後で。」

宮本：「保護室に入る前の段階ですね。」

川上：「問題になってるのは、保護室に入った後に何で戒具を付けたのかということなんです。あなたは逃走の恐れがあったからと言うけども、それは保護

室に入れてしまえばもう恐れはなくなるんです。何で戒具を付けたんですかと聞いてるんです。」

宮本：「逃走の恐れがあったから。」

川上：「戒具付けなくても、保護室に入れられたら逃走できないじゃないですか。」

宮本：「できます。」

川上：「どうやってやるんですか。」

宮本：「まだドアも開いてるし、3人、4人しかいないので。」

川上：「保護室に入れられた人が、実際に逃走したことがあるんですか。」

宮本：「押さえてるんでありません。」

以上のとおり、保護室収容後に逃走のおそれが認められる余地はない。

また、自傷行為については、戒具使用を決定した証人宮本自身が、戒具を使用しても自傷は防げないと証言している以上、使用の必要性が認められない。

さらに、そもそも亡アルジュン氏に自傷のおそれがなかったことは明らかであって、自傷行為という要件によって戒具装着要件が満たされることはあり得ない。

#### オ. 亡アルジュン氏に自傷のおそれが認められないこと

被告東京都は、証人宮本に対して、保護室収容後に戒具を使用しなかった場合、亡アルジュン氏が「ドアに体をぶついたり、頭をぶついたりする」自傷のおそれがあった旨の証言をさせている（宮本証人調書32頁）。その根拠として、証人宮本は、「暴れないで素直に座り込むという被疑者もいるんで、静かにですね。」「そういう状況があれば、戒具は使用しなかったと思います。」などとする（同32頁）。また前述のとおり、保護室に収容される前に「ドアの前で体を揺さぶって」いたことを自傷のおそれにあげている（宮本証人調書17頁）。

しかし、そもそも亡アルジュン氏が、保護室収容後に「暴れ」ていたという事実は存在せず、また、2017年3月13日の逮捕時から同月15日に死亡するまで亡アルジュン氏は自傷行為を一切しておらず、「暴れないで素直に座り込まなかつたから自傷のおそれがあったなどという主張が認められる余地はない。

戒具装着時、亡アルジュン氏は16人もの警察官に取り囲まれ、床に押さえつけられて、力づくで戒具を装着されており、その恐怖と痛みから体をよじっていたのであって、亡アルジュン氏が「暴れ」ていた事実は認められない。このことは、乙5号証の反訳である甲31号証、及び官本証人調書26頁以下で示された保護室収容後戒具装着時の亡アルジュン氏の発言からも明らかである。

甲31号証によれば、亡アルジュン氏は、保護室に収容され戒具を装着され始めた際、

「痛い、こんなこと誰にもあってはならない、痛い！（ハアハアあえぎ声）。」と発言したところ、警察官から「何や！」とどなりつけられ、その後も、「ああん？」と怒鳴りつけられている。

その後、「あなたがた、こんなことしないで。」と発言し、その後も「兄弟、姉妹、私のお母さん、お父さん。」「痛い。旦那さま。」「私は過ちはありませんでした、それなのに。」「痛い。」「嗚呼、お父さん、痛い。」「嗚呼、お父さん。」「父も友もない。誰か人間的な人はいないのか、旦那さま、イタタタ、痛い。」「旦那さま、違いますか、友達にこんなことしないでください。」

「旦那さま。善行は功德。私は合掌してお願いします、聞いてください、旦那さま。私は手を合わせてお願いします。私は旦那さまの兄弟です。苦しい、やめて、やめて、やめて。旦那さま。」「来てください。嗚呼」「やめて下さい。」

「そんなことをするのか、貴方は。」「痛い、痛い！」という発言が続いている。

甲31号証からも、亡アルジュン氏が「暴れ」ていたなどという事実はなく、16人もの警察官に取り囲まれ、床に押さえつけられて、力づくで戒具を装着さ

れる恐怖と痛みから体をよじっていたにすぎないことが明らかである。

よって、「暴れないで素直に座り込」まなかったから自傷のおそれがあったなどという主張が認められる余地はない。

また、亡アルジュン氏は2017年3月13日の逮捕時から同月15日に死亡するまで、一切自傷行為をしておらず、「暴れないで素直に座り込」まなかったことから自傷のおそれがあったなどという粗雑な主張が認められる余地はない。

この点、宮本証人調書18頁2行目以下に逮捕時から死亡までの亡アルジュン氏の様子が以下のとおり証言されている。

原告代理人川上：「居室の中で過ごしていた際には、アルジュンさんはその自傷他害行為、ありましたか。」

宮本：「ありませんでした。」

川上：「前日、3月14日、アルジュンさん、病院に行ってますよね。」「このとき、アルジュンさんは暴れていましたか。」

宮本：「私は分かりません。」

川上：「そういう報告受けてないですよ。」

宮本：「はい。」

川上：「それから、逮捕時、これが最初、任意同行、職務質問からなんですけど、3月13日午後3時50分、新宿区の百人町でした、職務質問。この際、何か反抗的だったとか聞いたことありますか。」

宮本：「聞いておりません。」

川上：「これ、自ら財布を差し出したというふうに、被告東京都の準備書面(1)の12ページにも記載されてます。その後は、自らパトカーに乗り込んだと書いてあります。従順に従ってるんですね。その後、午後4時35分に新宿警察署に到着します。その後、取調べを受けた後、午後7時15分には車と一緒に乗って、その現場を見に行ってるんですね。その間もずっと従ってます。状況がよく分かったことから、新宿警察署の方で逮捕状を請求して、3月14日の午前0時25



分、通常逮捕するんですけど、ここの準備書面(1)14 ページの記載は、素直に逮捕に応じた。ここも特に、反抗などしていない。特に反抗ないんですね。その後、夜中の午前3時25分まで3時間、取調べが行われますが、この際も特にそういった反抗暴れ等ありません。それから、午前10時15分まで取調室に留め置かれて、その間も机につつぶして寝ていたりとか、何か暴れる様子もなく戒具を付けることもなく、病院の方に行くんです、その後。病院に行って、午後4時戻ってくると。その間ずっと暴れていたという報告はないわけですよ。聞いてないですか。

宮本：「聞いておりません。」

川上：「これは、留置後の経過という丙15号証です。2ページ目、これが留置後の経過と書いてありまして、看守上の注意事項、これが定められて記載されていると。上から、逮捕時の状況、素直に応じた。逃走歴なし。暴力団関係もなしと。自傷他害の恐れもなし。薬物アルコールの影響もなし。疾病不詳もなしと。心理状態として、落ち着いていると。性格は単純と。そういったことが書かれております。こういう自傷他害の恐れなしとチェックされている人が、なぜ突然、自傷他害の恐れ、これがあるというふうに思ったのかというところが先ほどの冒頭で御説明いただいた、ドアの前で体を揺ると。外に出ようとしたと。あとは、古嶋巡査も体をドアにぶつけたことがあったと、そういうことなんですね。」

宮本：「はい。」

川上：「ただ、この前日、病院に行ったこととか、そういうことを踏まえれば、突然、つかみかかったりとかせずに、ちゃんと説明すれば暴れなかったんじゃないですか。」

宮本：「……………」

川上：「保護室に入れる際に、なぜ保護室へ入れるのかということを説明しましたか。」

宮本：「そのいとまがありませんでした。」

川上：「していないという回答ですね。戒具を付けた際、なぜ戒具を付けるのか説明しましたか。」

宮本：「そのいとまがありませんでした。」

川上：「説明しなかったんですね。」

以上のように、亡アルジュン氏は、逮捕時から死亡に至る時点まで、一切自傷行為をしておらず、「暴れないで素直に座り込」まなかった、または「ドアの前で体を揺さぶって」いたことから自傷のおそれがあったなどという主張が認められる余地はない。

上記のとおり、亡アルジュン氏は、恐怖と痛みから身をよじっていたのであって、「暴れ」ておらず、逮捕から死亡に至るまで一切自傷行為を行っていない亡アルジュン氏が、「素直に座り込」まなかった、「ドアの前で体を揺さぶって」いたから自傷のおそれが認められたなどという被告東京都の主張が認められる余地はない。

カ. 居室から保護室への移動中に亡アルジュン氏が両手を振り上げたとしても自傷、または他害のおそれが認められることにはならないこと

被告東京都は、前述のとおり、準備書面(1)第2・6・(7) (17頁)、及び令和元年6月28日付準備書面(2)・第1・2・(3)・ア「戒具使用前の原告の暴れについて」 (7頁)において、戒具使用要件を充足する自傷他害のおそれは、同項(エ) (8頁)の「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げるなどして暴れた」ことから認められると主張する。

後述のとおり、そのような事実は認められない。

しかし、仮に認められるとしても、「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げ」たことから、保護室収容後に、亡アルジュン氏に自

傷、または他害のおそれが認められることにはならない。

まず、「両腕を振り上げ」る行為は、他害行為のおそれを推認させうるとしても、自傷行為のおそれを推認させることにはならない。

しかし、保護室内には、亡アルジュン氏以外には誰もいないのであるから、「両腕を振り上げ」た行為から他害のおそれを推認することは不可能である。

また、一般経験則に照らして、「両腕を振り上げ」る行為は他害のおそれには当たり得るとしても、自傷のおそれとはなりえない。よって、保護室収容前に「両腕を振り上げ」たことから、保護室収容後に自傷のおそれが認められるとの推認は成立しえない。

したがって、仮に、「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げ」た事実があったとしても、保護室収容後、亡アルジュン氏に自傷、または他害のおそれが認められたということにはなりえず、同法213条1項が定める戒具使用要件を満たさない本件戒具使用行為が違法であることは明らかである。

キ. 居室から保護室への移動中に亡アルジュン氏が両手を振り上げた事実がないこと

被告東京都は、前述のとおり、準備書面(1)第2・6・(7) (17頁)、及び令和元年6月28日付準備書面(2)・第1・2・(3)・ア「戒具使用前の原告の暴れについて」 (7頁)において、戒具使用要件を充足する自傷他害のおそれは、同項(エ) (8頁)の「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げるなどして暴れた」ことから認められると主張する。しかし、同時にその「状況が撮影されていない」 (8頁)として、被告東京都は、準備書面(1)の17頁の第2の6の(7)で戒具使用の根拠とした事情には証拠がないと認めている。そこで、被告東京都は、証人宮本の尋問において、代理人寺本によってこの点を詳しく質問している (宮本証人調書30頁以下)。

まず、被告東京都代理人寺本は、居室から保護室の移動中に「実際に、アルジュンさんが両手を振り上げている状況というのは、あったんですか。」（31頁）と質問している。それに対してのやり取りは以下のとおりである。

宮本：「居室から移動して、コの字型になってるんですけど、そこから、居室から20メートル以上あると思うんですけども、その間ですね、暴れがあって、踏ん張ったり、前出たり」

被告都代理人寺本：「押さえてたということですね。」

宮本：「はい。」

しかし、原告代理人小川から、「両腕を振り上げたとおっしゃってるのは、コの字型の通路でいうとどの辺りですか。」と聞かれると、「出て、ずっとですね。」などとして、その場所について具体的に答えることができなかった。

原告代理人小川が、両腕を「出て、ずっと」振り上げていたという証人宮本の証言があまりに不自然なため、「ずっと両腕を振り上げていた。」と重ねて質問したところ、証人宮本は「はい。両腕を上げたり押さえたりしてるんで。」という意味不明で不可解な弁解を行った。

さらに、その間、亡アルジュン氏は留置課員によって体を押さえられていたのではないかと聞かれると、宮本は、亡アルジュン氏の襟と腰を宮本氏がかみ、古嶋巡査が亡アルジュン氏の右腕を両腕で抱え、奥出巡査が左腕を両腕で抱えていたと証言した。

そこで、原告代理人小川が、「その状態でアルジュンさんが両腕を上げた、振り上げたということですか。」と聞くと、証人宮本は「振りほどいて上げたというところが確かあったと思うんです。それでも押さえてたんです。」（34頁）などと答えた。

しかし、原告代理人川上から、この点について「保護室まで行く間、宮本さんが右手で紋所をつかみ、左手で腰をつかみ、右腕は古嶋さん、左腕は奥出さんが押さえていたと。片腕ずつ、1人の大の男が両手で押さえていた腕を振りほどけ

ないと思うんですね。さっき、宮本さんの答え方は、振りほどいて上げたところが確かあったって言ったんですね。」（36頁）と聞かれると、「はい。」と答え、川上から「確かあったということは、記憶は曖昧ということですか。」と聞かれると、「今の時点では記憶は曖昧です。」（37頁）と回答した。

このように、証人宮本は、亡アルジュン氏が腕を振り上げたというその場所を特定することもできず、古嶋巡査が亡アルジュン氏の右腕を両腕で抱え、奥出巡査が左腕を両腕で抱えていたにもかかわらず、亡アルジュン氏はずっと両腕を振り上げていたなどと証言し、その不自然さを指摘されると「記憶は曖昧」などと述べるに至っており、その証言は全く信用できない。

このような、証人宮本の供述からも、そもそも亡アルジュン氏が両手を振り上げたという事実がなかったことは明らかである。

したがって、被告東京都が戒具使用要件である自傷他害のおそれの該当事由として挙げる「居室から保護室に連行されるまでの間に、同人が両腕を振り上げるなどして暴れた」という事情は認められないから、被告都の戒具使用は要件を欠く違法な使用であったことは明らかである。

#### (4) 被告東京都証人片渕の証言について

##### ア. 反抗、暴れがあったので戒具を使用したとの証言について

証人片渕は、亡アルジュン氏が反抗し、暴れていたことから、自傷のおそれが認められたために戒具を使用したと証言する。（片渕証人調書13頁）

原告代理人川上：アルジュンさんの戒具を合計4回、締め直した理由としては、反抗や暴れがあったからってことですね。

証人片渕：はい。

川上：反抗して暴れて、留置担当官の制止に従わないので、戒具の使用が必要だと思ったと。

片渕：はい。

また、「暴れ」と評価した根拠事実は、大声を出していたことと証言し、大声を出すという「暴れ」の事実から、自傷のおそれを認めたと証言している（片渕調書14頁）。

片渕：大声を出したり、またそのことによって自傷があると、自傷防止のためにも戒具が必要だったと思います。

原告代理人川上：大声を出していたと。そこから自傷他害の恐れがあると思ったんですか。

片渕：いえ、自傷の。

川上：自傷の恐れがあると思ったんですか。

片渕：はい

まず、丙5号証の保護室内の動画から、亡アルジュン氏が大声をあげていた事実は確認できない。よって、証人片渕の証言は虚偽の証言であり、認められる余地がない。

また、そもそも大声を出すことは「暴れ」とは異なるため、証人片渕の述べる「暴れ」の事実はそもそも存在しない。また、大声を出すこと「によって自傷があると」判断したと片渕は証言するが、「大声を出すことによって自傷がある」という片渕の判断の論理は全く理解できないものである。一般経験則に照らし、大声を出すことと自傷のおそれが認められるなどということとはあり得ない。

さらに、証人片渕は、原告代理人川上から、亡アルジュン氏が居室で暴れていたかと聞かれると、「暴れていません。」（片渕調書15頁）と証言し、居室でも暴れていない、自傷行為も一度も認められない亡アルジュン氏が、なぜ、どのように突然保護室内で自傷行為を始めるのか、と聞かれると、「例えば、自分の目を突くだとか、あと、保護室でかき切るだとかですね、手を使ってかき切るだとか、そういうのを自傷と言うんです。」（片渕調書20頁）などと不合理的な証言を行った。そして、そのあまりの不合理性、稚拙さ、愚かさに自分でも気づき、突然笑い出す始末であった。そのやり取りは、以下のとおりである（片渕調

書20頁)。

原告代理人川上：目を突くという自傷を、アルジュンさんは居室でしてましたか。

片渚：してません。

川上：突然、何で保護室でそんなことをアルジュンさんが始めるんですか、おかしいでしょう。自分で今、おっしやって笑っちゃいましたよね。今、笑う動作をされてましたね。自分で言ったことがおかしいなと思った？

よって、証人片渚の証言する、戒具使用の根拠事実である「暴れ」は存在せず、自傷のおそれも認められない。

#### イ. 暴れが存在せず、自傷のおそれは認められないこと

また、証人片渚は、大声を出すことを暴れと指していたが、後に「暴れ」とは具体的に何を指すのかと質問されると以下のように答えた。(片渚証人調書19頁)

証人片渚：「上半身と足をくの字に曲げたり伸ばしたり、また、両手を上下に、両肩越し動かしてずらそうとしている。また、膝の上に装着されていた捕縄、それを装着されていたベルト手錠、それを持って捕縄を持ってそれを取ろうとしていること。それと、足首の装着されていた新型捕縄、その結び目を手に取ってほどこうとしていること、そういうことです。」

上記のとおり、証人片渚が「暴れ」であると証言した内容は、亡アルジュン氏が、装着された戒具の締め付けが強すぎるために、その痛みから逃れるために戒具を緩めよう、または外そうともがいているだけであって、「暴れ」ているのではない。

証人片渚自身が、「ずらそうとしている」「ほどこうとしていること、そういうことです。」と証言するように、亡アルジュン氏の行為は、戒具の締め付けが強すぎるために、苦痛を少しでも和らげるため、少しでも戒具を緩めようともが

いている行為であって、暴れているのではない。これは、被告東京都証人の証言自体が認めている争いのない事実である。

そして、戒具のしめつけが強すぎるために、少しでも緩めようともがいている行為から、自傷のおそれは認められないのであって、保護室内の亡アルジュン氏に戒具使用要件が認められなかったことは明らかである。

#### (5) 被告東京都証人中村の証言について

上記のとおり、被告東京都は、亡アルジュン氏が暴れていたから、自傷他害のおそれが認められ、戒具を使用したなどと主張し、証人宮本及び片渕もそれに沿った証言をしている。

しかし、被告東京都の証人中村は、以下のとおり、その必要はなかったと証言している。（中村証人調書46頁）

原告代理人川上：ただ、中村さんはその状況を見て、待とうとは思ってたってさっき言いましたよね。待ったら落ち着くんじゃないかと思った、待とうとは思ってたって言いましたよね。

証人中村：はい。

川上：そうですよね。

中村：はい。

川上：だけど、宮本先生が保護室に連れていくということになったので、中村さんも何も意見は言わなかったんですね。

中村：意見は、声は出しませんでした。

以上のように、証人中村は、亡アルジュン氏は、戒具などを使用しなくても、少し待てば落ち着くと判断していたのであって、自傷他害のおそれは認められなかったと証言している。

また、他害のおそれについては、以下のように証言し、亡アルジュン氏に他害のおそれがなかったことを証言している。（中村証人調書24頁）



原告代理人小川：留置課員、あなたを含めた留置課員にけがを負わせようという、あなたたちに向けた攻撃的な意図はなかったですね。

中村：いえ、アルジュンさんは古嶋巡査長がアルジュンさんの背後から両肩を抱えようとして居室内に入れようとしたんですが、アルジュンさんは。

小川：いや、だからそれは、居室に入りたくないという行動でしょう。

中村：そうです、はい。

小川：後ろから捕まえた留置課員を攻撃してやろうという行動じゃないですね。

中村：いえ、それは違うと思います。

以上のように、証人中村の証言からも、亡アルジュン氏には暴れなどの事実は認められず、少し待てば落ち着いたにもかかわらず、留置課員の命令に従わない生意気なやつだと曲解した証人宮本、片渕ら留置課員が過剰に反応して、同法213条1項の戒具使用要件がないにもかかわらず、違法に戒具を使用して亡アルジュン氏を死に至らしめたというのが本件である。

#### (6) 被告東京都証人倉持

上記の宮本証人、片渕証人らの証言、及び後述する「3 被告東京都の積極的加害意思」から明らかなように、被告東京都は亡アルジュン氏を保護室に収容する際、及び戒具を使用する際に、亡アルジュン氏に対して一切言葉によるコミュニケーションを図ろうとはせず、逆上した勢いに任せて亡アルジュン氏を保護室に収容し、戒具を使用した。

この点、乙5号証2分58秒、及び丙5号証動画5の8時57分30秒から保護室に入室する証人倉持は、亡アルジュン氏に話しかけながら入室し、言葉によるコミュニケーションを図っていた。この際、亡アルジュン氏は落ち着いて対応しており、亡アルジュン氏が冷静に話しかけられれば落ち着いて対応していたことは明らかであり、亡アルジュン氏に自傷または他害のおそれなどは全く認めら

れず、被告東京都の本件戒具装着行為が全く必要性のない違法なものであったことが明らかである。

なお、被告東京都は、他害のおそれについて、保護室内に亡アルジュン氏以外には人がいなくても、人が入室する際に亡アルジュン氏が襲い掛かるかもしれないので、他害のおそれは認められたなどと全く根拠を欠く不合理な主張をしているが、証人倉持の入室時の亡アルジュン氏の様子からも被告東京都の主張は全く理由のないものであることが明らかである。

亡アルジュン氏が、暴力ではなく、言葉によるコミュニケーションを取られていれば落ち着いて対応していた点については、倉持証人調書の23頁以下の原告代理人川上とのやり取りから明らかである。

原告代理人川上：倉持さんだけなんですよ。アルジュンさんにちゃんと話しかけてくれたの。

証人倉持：はい。

川上：宮本さんも片渚さんもどなりつけて、どなりつけることしかしなかったんです。

倉持：ちょっと私はそのとき勤務していなかったので分かりません。

川上：それで、どなりつけられている下で押さえつけられて、戒具を付けられているとき、身をずっと、こう体をよじってたんですね。それでそれを宮本さん、片渚さんは、ずっと暴れていた、暴れていたと言ってたんですけど、こちらから見れば、どなりつけられて戒具を無理やり付けられているのを、何とかして体をよじってたとしか見えないんですね。それで、それに対して倉持さんが入ってきて、これ、乙5号証の2分58秒の時点なんですけれども、このときまず、暴れてないです、この場面。それで3分12秒で、今度倉持さんがアルジュンさんの右肩をぼんぼんってやりながら、それでベルトの解除を始めるんですね、ここも暴れてないんですよ。それで倉持さんが、オーケー、グッドボーイ、グッドボーイ、オッケー、よっしゃ、はいはい、はいはいはい、ってこう声掛けをしながら落ち

着かせてくれるんですね。

倉持：はい、やりました。

川上：暴れてないんです。このとき暴れてなかったですよ。

倉持：その時点では暴れてませんでした。

川上：そうなんです。こうやって倉持さんだけなんです。話しかけてくれて、それで外れたときの3分28秒のこのアルジュンさんのほっとした表情、これが乙5号証のビデオに映ってるんですね。でもその後、何かを掛けなくちゃいけないと、それをアルジュンさんは状況が分からないので、また何か付けられると誤解をして、7回、腕を上下にこうする場面があるんですね。でもそれは、何かを付けられると誤解してるだけで、それに対して別の警官がその場面で、外すんだよって言うんですね。だから、外す状況だよと伝えれば落ち着く。何か付けられると考えればやめてほしいってなると。それは倉持さんもこの他の外すんだよって言った警察官も分かってたんじゃないですか。

倉持：それは標準手錠に変える場面です。

川上：ですよ。だから標準手錠に変える場面、標準手錠を付けられようとして、やっぱりそれは嫌です、嫌ですという対応になるんだけど、でも、倉持さんがオーケー、オーケーって言うと、アルジュンさんは倉持さんにオーケーって返して、また落ち着いたんですよ、これ、4分8秒。

倉持：はい、一瞬は分かったと理解してますが、その後、また激しく抵抗しました。

川上：つまりこのやり取りは、倉持さんがオーケー、オーケーって言って、そういう何かあなたを痛め付ける場面じゃないよと言えば落ち着くし、何か標準手錠を付けられそうになれば、また身をよじるし、その繰り返しの場面だから、倉持さんは暴れるっていうふうには言ってるけれども、やっぱりそれは何か付けられる場面でアルジュンさんはちょっと抵抗、痛いのを逃れようとしてる、そういう場面だと思うんですけど。それで抵抗が続く中で、倉持さんが7分26秒のとき

に、何か付けられるのをこうやってまた逃れようとしてるアルジュンさんが身をよじってるんですね。それで倉持さんがアルジュンさんに、リラックス、リラックスって言うてくれるんですよ。

倉持：はい、言いました。

川上：そしたらアルジュンさんはおとなしくなって、倉持さんは周りの警察官に、「な、リラックス分かる」と言った後に笑ってるんですね。

倉持：はい。

川上：つまり、な、リラックス分かるっていうのは、リラックスってこういうふうはこの人に言えばこの人は落ち着くっていうのが、おまえらも分かるだろうって言いたかったんですよ。

倉持：リラックスという簡単な英語を理解しているんだなということで、みんなにそう伝えました。

#### (7) 小括

以上のように、被告東京都が挙げる戒具使用要件の事情は、保護室収容後も自傷または他害のおそれが存続することを全く説明できておらず、全て保護室収容と同時にそのおそれは除去されたことは明らかであって、保護室収容の上、さらに戒具を使用する要件はなんら認められない。

また、そもそも、上記証人中村、証人倉持の証言等からも明らかのように、亡アルジュン氏は、冷静に理性的に言葉によるコミュニケーションを取られていれば、落ち着いて対応していたのであり、自傷または他害のおそれなどは一切認められない。

よって、被告東京都の戒具使用は、戒具使用要件を満たさない違法なものであったことは明らかである。

### 3 被告東京都の積極的加害意思

本件は、本件戒具使用が法の定める要件を満たさない違法なものであるだけでなく、本件戒具使用を行った宮本留置課員、片渕留置課員らが、亡アルジュン氏に制裁を加えようという積極的加害意思の下、本件戒具を使用し、亡アルジュン氏を死に至らしめたという刑事事件であり、同留置課員らは、殺人または傷害致死罪で刑事司法の裁きを受けるべき事案である。

アメリカでは、2021年、過度の拘束によってジョージ・フロイド氏を死に至らしめた警察官4名が刑事裁判を受け、デレク・ショウヴィン氏は殺人罪で有罪判決を受け、その他の3名も有罪判決を受けている。本件も、警察官が全く必要性のない有形力を過度に行使して亡アルジュン氏を死亡させた事件であり、本来、宮本留置課員らは刑事制裁を受けるべき事件である。

丙5号証動画2の06:49:35の時点において、宮本留置課員は、亡アルジュン氏を羽交い締めにして引き倒し、「おらぁ！静かにしろよ、おらぁ！おらぁ！馬鹿にしてんだろ！静かにしろ！」（丙5号証動画2「06:49:41」）等と亡アルジュン氏に対してすさまじい勢いで怒声をあげている。

その上で、保護室に隔離した上で戒具3種を同時使用することにより亡アルジュンの顔が苦痛に歪み、緊縛部位等で筋挫滅が生じていたにもかかわらず、同戒具を約2時間30分にわたって使用し続け、わざわざ締め直してさえていることから、亡アルジュン氏に対して制裁を加えてやろうという意図、積極的な加害意思が明らかであり、過失はもちろん、亡アルジュン氏が死亡しても構わないという故意すら認められる加害行為である。

また、片渕留置課員は、丙5号証動画5において、7時5分10秒～11秒にかけて、「おらー！」叫びながら保護室に入り、その後7時05分13秒時点では「（不明）・・・じゃ！おらー！」と叫びながら亡アルジュン氏につかみかかっている。

この、丙5号証動画5の7時5分10秒の入室時から始まる、亡アルジュン氏

に対する戒具の締め付け行為は全く異常である。裁判所におかれては、この時点の丙5動画5は必ず確認して頂きたい。

片渕留置課員は、亡アルジュン氏に対して怒鳴り声を上げ続け、全身を縛られ身動きが取れずに床に転がっている亡アルジュン氏が恐怖で顔を歪めているにもかかわらず、7時5分34秒から38秒の時点では、右手を振り上げて亡アルジュン氏を殴ろうとさえしている。

この動作について、片渕氏は、「体のバランスを保つために、右手で壁を押さえた」（片渕調書23頁）などとしているが、全くそのような動作ではない。

この際、片渕氏は、少し上体を上げた亡アルジュン氏を威嚇又は殴ろうとして右手を振り上げていることは映像から明らかであり、それを受けて亡アルジュン氏は顔を恐怖でひきつらせてすぐに上体を寝かせている。亡アルジュン氏は、片渕氏の右手が打撃のために振り上げられたことを認めて恐怖で顔を歪めており、片渕氏の証言は全く事実と反するものである。

以上のように、本件は、亡アルジュン氏が、被告東京都職員らの言うことを聞かずに反抗的態度を取っていると曲解した宮本留置課員らが、亡アルジュン氏に対して逆上して過剰反応し、制裁を加えてやろうという積極的加害意思の下、亡アルジュン氏を保護室に入れた上で、戒具を装着して亡アルジュン氏を締め上げ、死に至らしめた事件であり、被告東京都のこれらの加害行為が国賠法上違法であることは勿論、亡アルジュン氏を死亡させた宮本・片渕留置課員らは殺人罪又は傷害致死罪で刑事処分を受けるべき事案である。

このように、被告東京都の本件加害行為の違法性は極めて強度であり、このことは亡アルジュン氏の死の結果という最悪の結果を漫然と惹起した被告東京都の責任の重さを測る上で考慮されるべきであり、民事裁判である本件においては最終的には損害賠償額として考慮される必要がある。

第2 戒具使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨

げない義務にも違反していること

## 1 注意義務の内容

第10準備書面で述べたように、留置施設において、留置担当官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用するに当たり、「必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しない」注意義務を負っている。

特に丙12号証の「警視庁被留置者留置規程運用要綱の制定について」において、ベルト手錠及び捕縄の使用上の個別的留意事項として、「必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げないように注意する」と定められていることは極めて重要である。

本件においては、そもそも亡アルジュン氏を保護室に入れた時点で戒具使用の必要性が存在しないことは上述したとおりであるが、万が一、保護室入室直後に必要性があったとしても、保護室入室後、亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げている。

更に保護室収容中、アルジュン氏が床の上を転げ回っているのは戒具による緊縛の痛みから逃れようとしているものであるところ、被告東京都は、亡アルジュン氏の戒具が緩んでいるとして4回にわたって締め直しており、この間も、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げ続けた。

したがって、保護室内における亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、終始、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げたことについての被告東京都の注意義務違反も明らかである。

## 2 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げた事実

### (1) 必要以上に緊度を強くして縛り上げている事実、及び亡アルジュン氏の手足が変色している事実

乙5号証には、異なる2つの場面が映されている。前半は、亡アルジュン氏を

保護室へ収容し戒具を装着する場面が2分58秒まで映されている。後半2分59秒以降は場面が変わり、亡アルジュン氏を保護室から出して検察庁へ護送する場面である。

まず、乙5号証36秒時点において、被告東京都が、亡アルジュン氏の足首をきつく縛り上げている様子が確認できる。この際、留置課員は、右手で亡アルジュン氏の足首に装着されたロープをきつく縛り上げている。直後の37秒時点では、亡アルジュン氏の両足首より下が映され、血流が妨げられたために足が真白くなっていることが確認できる。また、2分38秒、39秒時点でも同様に足の色が変色していることが確認できる。この時点で、被告東京都が、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げていることが確認できる。

戒具を装着された手足の色が変色していることは、3分時点以降で映し出される亡アルジュン氏の顔、頭部の色と比較することで明らかである。

被告東京都は、亡アルジュン氏が全く暴れておらず、ネパール語で痛みを訴えているだけであるにもかかわらず、制裁を加える意図で戒具を使い、必要以上に緊度を強くしたのである。

また、丙5号証・動画5の6時52分16秒、20秒、21秒、49秒、の時点では、留置課員が体重をかけ、力任せに思いっきり腰ベルトを引っ張り、締め上げていることが確認できる。この際、留置課員らは亡アルジュン氏の戒具が締めすぎているかなど、全く確認していない。この映像からも、証人尋問における被告東京都証人らの、締めすぎているか確認していたなどという証言が全て事実と反する虚偽の証言であることが明らかである。

また、7時08分32秒では、留置課員が亡アルジュン氏の膝にまかれたロープを引っ張って締め上げている様子が確認できる。

(2) ロープが全くほどけないほど必要以上に緊度を強くして縛られていた事実、及び



亡アルジュン氏の手足が変色している事実

次に、乙5号証の護送開始時の場面、3分29秒時点では、亡アルジュン氏の手が変色して腫れていることが確認でき、被告東京都が、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げていることが確認できる。

6分8秒時点では、標準手錠に付け変えるためにベルト手錠が外されており、ベルト手錠が装着されていた部分は白く、それより先の手の部分は赤黒く膨張していることが確認でき、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げられていることが明らかである。

また、6分20秒から23秒では、足を縛り上げたロープをほどこうとしているが、全くほどけず、「引っ張ってもほどけない」と発言していることが確認できる。さらに、7分56秒から9分05秒あたりでは、足首を縛っているロープを留置課員が必死にほどこうとしているが全くほどけず、最終的には、9分03秒で「ダメだ、こりゃ」、「すごいです」、「ああ、もう、戒具したまま行くか」、「固いですね、これ」とのやり取りがあつて、解除をあきらめてそのまま護送したことが確認できる。なお、これら一連のやり取りの間も、亡アルジュン氏の手は変色して大きく膨張していることが確認できる。

このように、何度も戒具を使ったことがあると証言する留置課員らが、数人がかりで3分以上にもわたり、必死にロープをほどこうとしても全くほどけないほど、亡アルジュン氏はきつくロープで縛り上げられていた。その結果、甲1号証の26頁の亡アルジュン氏の死亡直後の足首の写真から明らかなように、縛り上げられていた箇所は赤黒く変色しており、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げられていたことが認められる。

- (3) 証人片渕ら被告東京都証人の証言が客観的事実と矛盾しており、信用性が認められないこと

この点、証人片渕は、締めすぎないように確認したとか、「中のところの金具

が2か所付いてると思うんですけども、それでひもを固定しますので、これ以上、ひもが締めつけたり緩んだりしないような形に構造上、なっております。」などと証言していたが、甲1号証26頁の亡アルジュン氏の足首の写真で、新型捕縄が装着されていた部位が明らかに赤黒く変色しており、証人片渕の証言はこのような客観的証拠と完全に矛盾しており、全く信用できない。

(4) 証人宮本が戒具によって亡アルジュン氏の手が腫れていたことを認めていること

被告東京都は、証人宮本らに対して、きつく締めすぎないように確認をしていたなどと証言させているが、これらの証言は死亡直後の亡アルジュン氏の外傷を写した写真（甲1号証20頁～27頁）が示す客観的事実とあまりに食い違うものであり、全く信用できない。

この点、証人宮本も、以下のように、亡アルジュン氏の手首等が赤黒く大きく腫れており、その腫れが認められる箇所はベルト手錠等戒具が装着されていた箇所であると証言している。

原告代理人川上：甲1号証の20ページを示します。これが、亡くなられた直後のアルジュンさんの写真なんですけれども、例えば、この腕、手首から先の手ですね、これ、非常に腫れてますよね。

証人宮本：腫れてます。

川上：赤黒く、さらに変色してますよね。

宮本：はい。

川上：それから、21ページ。足首、左足首、こう赤く跡が残ってますね。

宮本：はい。

川上：22ページ、このベルト手錠のベルトが締められた部分が赤く残ってますね、跡が。

宮本：はい。

川上：それから24ページ、これが左手の拡大写真ですけど、まず、手首から

先が非常に膨張してますね。

宮本：はい。

川上：25ページも同様です。26ページは足です。27ページも腰の部分です。これ、何で腫れてると思いますか。

宮本：これ、ちょうどベルト手錠を付けたところ。

川上：そうですね、それが原因ですよ。それ以外にないですね。

宮本：ベルト手錠の部分です。

以上の、甲1の写真が示す客観的事実から、被告東京都の亡アルジュン氏に対する戒具装着行為は、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げ続けたものであったことは明らかである。

### 3 被告東京都が注意義務違反を認識していた事実

#### (1) 被告東京都が注意義務違反を認識しながら死の結果を惹起したこと

以上のとおり、死亡直後の亡アルジュン氏の外傷を写した写真（甲1号証20頁～27頁）が示す客観的事実は、ベルト手錠等戒具が装着されていた手首等の箇所が赤黒く大きく腫れているというものであり、証人宮本も手首等の異常な膨張はベルト手錠の装着部分に発生したものであると証言している。

この点、証人中村は、以下のとおり、戒具の使用に当たっては血液の循環を妨げないことが重要であり、かかる注意を怠れば、うっ血を招き血栓を形成すると知っていたと証言する。その上で、亡アルジュン氏の手が赤黒く腫れていたことを認識し、病院搬送の必要性もあったことを認めながら、検察庁への護送予定があったので、病院搬送よりも護送を優先したと証言する（中村証人調書39頁～44頁）。

#### (2) 過度の拘束が血栓の形成を招くこと、及びその回避義務と回避方法を知りながら、注意義務を果たさなかったこと

まず、以下のやり取りは、戒具の使用に当たっては血液の循環を妨げないことが重要であり、かかる注意を怠ればうっ血を招き血栓を形成すると知っていたとの証

言である。（中村証人調書39～40頁）

原告代理人小川：その指示教養の中で戒具を使用するときに留意点として、戒具の使用によって拘束してる部分がうっ血したり腫れたりしてないかどうかということを確認すると、それが重要な事項だというふうに習ってますよね。

証人中村：はい、習ってます。

小川：それ、なぜそれが重要な事項なんですか。

中村：やはり、被留置者の血液の循環を妨げないよう、外されてしまわないように装着するのが。

小川：そうですね、血液の循環を妨げると危険なんですよ。

中村：はい。

小川：どうなるって知ってますか、循環妨げちゃうと。何が起こるんですか。

中村：うっ血するとか。

小川：血栓ができたりするっていうのは知ってますか。

中村：はい。

小川：血液の循環が滞ると。

中村：循環が悪くなるのは知ってます。

小川：そういう血液の循環を妨げてしまったと、うっ血してた、腫れ上がっているということが分かった場合は、どのような対応方法をするべきだというふうに習ってますか。

中村：すぐ病院に連れていったり、そういう対応をします。

小川：それ以外にありますか、病院に連れていく以外に何か。水を飲ますとかありますか。

中村：水を飲ませて手錠を外したり、そういうことはします。

小川：他には何があるんですか。病院に連れていく。

中村：はい。

小川：水を飲ます。

中村：飲まず。

小川：戒具を外す。

中村：はい。

小川：他にありますか。

中村：・・・・・・・・。

小川：それぐらいですか。

中村：あとは手足がかえってうっ血してないか確認してさすったり。

小川：さすったりする。

中村：はい。

中村：テキストには、血液の循環を妨げることがないように、そういうことは書いてあります。

以上のように、証人中村は、戒具の使用に当たっては、血液の循環を妨げないようにする注意義務があり、それを怠れば、うっ血を招き血栓を形成する危険があり、そのような危険を避けるために水を飲ませたり、戒具を外したり、さすったり、うっ血がないかの確認をする必要があると証言している。

しかし、本件では、死亡直後の写真から明らかなように亡アルジュン氏はベルト手錠等の過度の拘束によってうっ血が発生していたことは明らかであり、血液循環を妨げない注意義務が果たされていなかった。被告東京都は証人中村が証言するような水を飲ませたり、戒具を外したり、さすったり、うっ血がないかの確認をして、血液循環が妨げられないように注意して、うっ血・血栓の形成を回避する義務があったのに、これを行わず、亡アルジュン氏の死を惹起したのである。

### (3) 手の腫れを認識しながら放置したこと

次に、以下のやり取りは、証人中村が亡アルジュン氏の手の腫れを認識していたとの証言である。（中村証人調書39～40頁）

小川：午前9時10分頃に護送するとき、アルジュンさんの手、見ましたか。

中村：見ました。

小川：腫れてませんでしたか。

中村：最初の頃よりは腫れてました、少し腫れてました。

小川：うっ血してましたか。

中村：病院に行くほどまではないなとは思いました。

小川：赤黒くなってたんですね。

中村：はい。

小川：その腫れとかうっ血の状態ですけど、標準手錠に変えて、だんだんと時間が経過するにつれて、腫れがひどくなって行って、赤黒さも増して行ってませんでしたか。

中村：緊急性はないと思いました。

小川：緊急性があるかどうかを聞いてなくて、腫れの状態が悪化してませんでしたか、時間とともに。

中村：いや、赤く腫れてるのは確認しました。

小川：腫れてるのは分かったんですか。

中村：腫れてるのは分かりました。

小川：標準手錠に変えるじゃないですか。

中村：はい。

小川：その時点で腫れてたと思うんですけど、それがだんだん、その車椅子に乗せて出口まで運んでいく間に、どんどん腫れ上がってませんでしたか。

中村：いや、どっどんは、そこまでは私も。赤く腫れ上がったのは分かりました。

以上の証人中村の証言からも、被告東京都は、亡アルジュン氏に対する戒具装着に際し、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げ続けたことが明らかである。

(4) 病院搬送の必要性を認識しながら、検察への護送を優先したこと

以下のやり取りは、病院搬送が必要であると認識していた旨の証言である（中村証人調書42～43頁）。

中村：アルジュンさんの検察庁行って帰ってきてから、病院に連れていこうとは思ってました。

小川：検察庁で調べが終わって戻ってきたら。

中村：戻ってきて勾留若しくはそういうのが付いたら、病院に連れていこうとは思ってました。

小川：それはこの手の様子からそう思ったんですか。

中村：その手の様子から、はい。

以下は、病院搬送の必要があると認識しながらも、検察庁への護送を優先したとの証言である（中村証人調書44頁）。

小川：何で病院に連れていかなくていいという判断になったんですか。

中村：先ほども言いましたけど、そのときは緊急性がないと思いました。

小川：護送を遅らせることってできますよね。

中村：いや、護送、そのために。

小川：単独護送でしょう。

中村：単独護送にしました。早く行って早く帰ってこれますので。

小川：それ、何もなきゃ早くですけど、こういう命の危険があるかもしれない、あなた自身もそう思ったわけだ。何で先に病院連れていかなかったんですか。

中村：48時間以内に検察官の方に送致しなくてはいけなかったのも、アルジュンさんを単独護送にすることにしました。

小川：48時間以内に検察官に送致するために病院へ連れていかなかったということですね。

中村：そのときはほんとに緊急性もないと思いましたし、アルジュンさん元気がありましたので。そのときはそう判断しました。そう思いました。

以上のように、被告東京都は、保護室内における亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著しく妨げないようにする注意義務を負い、かかる義務を怠ればうっ血・血栓の形成を招くと知りながら、注意義務を果たさず、死の結果を招いたことが明らかである。

第3 十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務にも違反していること

1 刑事収容施設法第214条第2項は、第79条第5項を準用し、以下のように定める。

「被収容者を保護室に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。」

このように、法は、被留置者を保護室に收容した場合に、被留置者の健康に留意し、その健康状態について医師の意見聴取義務を定めている。その趣旨は、保護室收容は、健康に与える影響が大きく、危険を伴うため、被留置者の健康状態に注意し、医師の意見を仰いで、被留置者の健康を守る点にある。

そうだとすれば、医師の意見聴取義務は、保護室收容開始時点に限られず、被留置者の健康状態に変化があった場合に、適宜発生すると解されるべきである。また、法文上も、「被収容者を保護室に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には」「被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。」となっており、收容開始時点にのみ医師の意見を聞けばよいというような時点の限定は付されていない。

本件で、亡アルジュン氏は、保護室に收容されただけでなく、複数の戒具を装着されていたのであるから、その戒具装着によって手のうっ血、膨張等の異常が認められれば、当然にその被留置者の健康状態について、医師の意見を聴かなければ



ればならない。それにもかかわらず、被告東京都は医師の意見聴取を怠った（倉持証人調書17頁・1行目～4行目等）のであり、医師の意見聴取義務違反があったことは明らかである。

- 2 また、医師に対する意見聴取義務について、原告は、第7準備書面、及び第10準備書面等で被告東京都の義務違反を詳述した。

被告東京都は、保護室収容に際して医師に対する意見聴取を行う際に、本人の身体と精神の状況、手錠捕縄の使用状況などについて説明をしたうえで意見を求める義務を負うところ、亡アルジュン氏の保護室収容にあたって、本人が3月12日から咳、嘔吐、下痢、腹痛の症状を有し、3月13日からは痰と嘔吐の症状を有する体調不良の状態にあったと訴えていること、現に3月14日の医師の診察により亡アルジュン氏の発熱、下痢、腹痛の症状が確認されていたこと、亡アルジュン氏が食欲不振であり逮捕後から食事をほとんど食べていないこと、これらの事情から脱水症状が強く疑われる状態にあることを医師に対して情報提供していない。

したがって、この点についても被告東京都の意見聴取義務の違反という注意義務違反が認められる。

- 3 さらに、被告東京都は、丙20号証を提出し、「意思の意見聴取」記録として、平成29年3月15日午前6時57分に医師に意見聴取したとし、その内容として「気を付けてみてください。」とのみ記録されている。

しかし、午前6時57分にどの医師に、いかなる方法で意見聴取したのか、全く不明である。このような極めてあいまいな主張と証拠では、意見聴取など行っていないと解さざるを得ないし、仮に行っていたとしても医師に架電して単に「被留置者が『ふてくされた態度』（丙20「収容中の状況」より）であるため、これから保護室に収容する」と告げ、「気を付けてみてください」と言われたにすぎないと解さざるを得ず、同法214条2項・79条5項の趣旨に照らして、医師の意見聴取義務の実質的な履行はなかったと認めざるを得ない。

同法第214条第2項が同法第79条第5項を準用して医師の意見聴取を定めた趣旨は、保護室の収容という危険を伴う措置について被留置者の最低限度の安全を保障するためであり、かかる安全保障措置は実質的に履行される必要があるのであって、単に医師に架電したというような形式的対応によって同法第214条第2項が履踐されたことにはならない。そして、実質的な履行律として訓令第34条が定められているのであるから、被告東京都は医師の意見聴取について「医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させる」等の具体的な措置を取る必要がある。

よって、被告東京都がかかる措置を取ったことについて主張・立証しない限り、本件において被告東京都が法第214条第2項の定める医師の意見聴取義務を履行したとは認められない。

被告東京都は、これまで提出している準備書面、及び証人尋問においてもかかる主張と立証を欠いており、被告東京都の医師の意見聴取義務の不履行は明らかである。

第4 戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止するべき義務違反も存在すること

1 被告東京都が提出した「戒具使用マニュアル」によれば、被告東京都は、「戒具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止する」べき注意義務を負っている（丙41号証：留置業務執務資料の51頁「戒具使用マニュアル」）。

このことは、甲36号証の国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）の規則48において、「1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。」として、「(c) 拘束具は、必要な時間のみに用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危

険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。」と定めていることから基礎付けられる。

なお、当該マンデラ・ルールの位置付けについては、日本政府を代表して起草メンバーに加わっていた法務省矯正局成人矯正課企画官の杉山多恵氏が、「1957年に国連経済社会理事会において承認されて以来、被拘禁者処遇に関し尊重すべき国際的な基準として位置付けられてきた。」と述べている（甲37号証）。さらに上川陽子法務大臣（当時）も、国会答弁において、「マンデラ・ルールズということで、国際的な、法的拘束力はないけれどもということでありますけれども、努力すべき国際的な基準としてということで御紹介をいただきました。その趣旨につきましてもできる限り尊重して、そして実務の運用に当たっているという状況でございます。」と国民に対して説明している（平成30年3月22日参議院法務委員会）。このように日本政府は一貫してマンデラ・ルールズについて、法的拘束力は無いものの、実務運用において尊重すべき国際的基準であるということを繰り返し述べており、被告東京都においても、当然ながら行政機関として尊重義務を負うものであることが明らかである。

2 本件においては、そもそも亡アルジュン氏を保護室に入れた時点で戒具使用の必要性が存在しないことは上述したとおりである。この点、被告東京都の証人中村は、以下のとおり、その必要はなかったと証言している。（中村証人調書46頁）

川上：ただ、中村さんはその状況を見て、待とうとは思ってたってさっき  
言いましたよね。待ったら落ち着くんじゃないかと思った、待とうとは思ってたって言いましたよね。

中村：はい。

川上：そうですね。

中村：はい。

川上：だけど、宮本先生が保護室に連れていくということになったの

で、中村さんも何も意見は言わなかったんですね。

中村：意見は、声は出しませんでした。

また、他害のおそれについては、以下のように証言し、亡アルジュン氏に他害のおそれがなかったことを証言している。（中村証人調書24頁）

小川：留置課員、あなたを含めた留置課員にけがを負わせようという、あなたたちに向けた攻撃的な意図はなかったですよ。

中村：いえ、アルジュンさんは古嶋巡査長がアルジュンさんの背後から両肩を抱えようとして居室内に入れようとしたんですが、アルジュンさんは。

小川：いや、だからそれは、居室に入りたくないという行動でしょう。

中村：そうです、はい。

小川：後ろから捕まえた留置課員を攻撃してやろうという行動じゃないですよ。

中村：いえ、それは違うと思います。

- 3 万が一、保護室入室直後に必要性があったとしても、遅くとも保護室入室後、アルジュン氏が床の上を転げ回っているのは戒具による緊縛の痛みから逃れようとしているものであって、このような動作が戒具使用の要件に該当しないことは明らかである。

戒具装着時、亡アルジュン氏は16人もの警察官に取り囲まれ、床に押さえつけられて、力づくで戒具を装着されており、その恐怖と痛みから体をよじっていたのであって、亡アルジュン氏が「暴れ」ていた事実は認められない。このことは、乙5号証の反訳である甲31号証、宮本証人調書26頁以下、及び中村証人調書28頁以下で示された保護室収容後、戒具装着時の亡アルジュン氏の発言からも明らかである。

また、中村証人は、「アルジュンさんは激しく体を動かしていたので、その体を動かしたときの痛みでそういうことを言っているのかなとは思ってました。」

(中村尋問調書29頁)、「いや、罵倒とかそんなのは。痛み、反転することに対して肩などが床に当たったりするので、それでアルジュンさんはその痛みを言っているのかなとは思いました。」(中村尋問調書32頁)と述べており、亡アルジュン氏が、少なくとも保護室内で暴れているのではなく、痛みから激しく体を動かしていたと認識していたことを認めている。

さらに、保護室内で亡アルジュン氏が大きく喘いでおり、声も裏返っていた(中村尋問調書35頁)。さらに中村証人が当時作成した被留置者戒具使用簿(丙19)には保護室内で戒具使用中の亡アルジュン氏の様子としては、ふてくされた態度でおむけに寝ているとのみ記載があり、亡アルジュン氏が暴れ続けた等の記載は一切無い。

- 4 それにもかかわらず、被告東京都は、亡アルジュン氏の戒具が緩んでいるとして4回にわたって締め直しており、被告東京都が、「戒具の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止するべき注意義務」に違反したことは明白である。

第5 戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務の違反があること

#### 1 被告東京都の注意義務違反

- (1) 被告らは、戒具を使用した被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が確認された場合には、血栓症等の危険があることから、直ちに医師に相談の上、当該被拘禁者を病院に搬送して適切な治療を受けさせる注意義務を負っている。

この点、証人中村は、以下のとおり戒具使用により腫れや鬱血の状態が確認された場合にはすぐに病院搬送すべきことを習っており、認識していたと証言している(中村尋問調書40頁)。

小川：そういう血液の循環を妨げてしまったと、鬱血してた、腫れ上が

っているということが分かった場合は、どのような対応方法をするべきだというふうに習っていますか。

中村：すぐ病院に連れて行ったり、そういう対応をします。

- (2) それにもかかわらず、被告東京都は、検察庁への護送準備時において亡アルジュンの両手が激しく腫れて鬱血した状態にあることを現認し、病院に搬送する必要があるとの判断までしていたのに、医師に相談することもなく、検察庁への送致期限を徒過することのみをおそれて検察庁への送致手続を優先し、亡アルジュンを直ちに病院に搬送せず適切な治療を受けさせなかった。

この点、以下のとおり、証人中村は病院搬送が必要であると認識していた旨の証言をしている（中村証人調書42～43頁）。

中村：アルジュンさんの検察庁行って帰ってきてから、病院に連れてこようとは思ってました。

小川：検察庁で調べが終わって戻ってきたら。

中村：戻ってきて勾留若しくはそういうのが付いたら、病院に連れていこうとは思ってました。

小川：それはこの手の様子からそう思ったんですか。

中村：その手の様子から、はい。

さらに、このように証人中村は病院搬送の必要があると認識しながらも、検察庁への護送を優先したとの証言をした（中村証人調書44頁）。

小川：何で病院に連れていかなくていいという判断になったんですか。

中村：先ほども言いましたけど、そのときは緊急性がないと思いました。

小川：護送を遅らせることってできますよね。

中村：いや、護送、そのために。

小川：単独護送でしょう。

中村：単独護送にしました。早く行って早く帰ってこれますので。

小川：それ、何もしなきゃ早くですけど、こういう命の危険があるかもしれない、あなた自身もそう思ってたわけだ。何で先に病院連れていかなかったんですか。

中村：48時間以内に検察官の方に送致しなくてはいけなかったのも、アルジュンさんを単独護送にすることにしました。

小川：48時間以内に検察官に送致するために病院へ連れていかなかったということですね。

中村：そのときはほんとに緊急性もないと思いましたし、アルジュンさん元気がありましたので。そのときはそう判断しました。そう思いました。

(3) このように亡アルジュン氏の戒具が付け替えられ保護室から出された時点で、亡アルジュン氏の護送手錠を装着された部位（手首）から先（指側）は強く腫れて鬱血し、赤黒く変色して虚血状態であることが一見して明らかであった。

(4) そのことを現認した留置課員が、その時点で速やかに亡アルジュン氏を病院に搬送し、ヘパリン（血栓を溶かす薬）等を投与して、それでも溶かしきれない血栓が仮に血中を流れても肺に詰まらないようにするフィルターを血管内に装着させるなどの適切な医療措置を亡アルジュン氏に受けさせていれば、死の結果を回避できた可能性があった（前田医師尋問調書3～4頁、16頁）。

特に本件では後述のとおり、大きな血栓がいきなり肺動脈に詰まったのではなく、手首などから小さな血栓が徐々に流れて肺動脈を詰まらせていったと考えられることから、病院に搬送して、ヘパリンなどを投与して安静にしていれば、死を回避できる可能性は非常に高いものであった（前田医師尋問調書44～45頁）。

(5) 以上のように、被告東京都は、戒具を使用されていた部位から血栓が徐々に

血管内に流れ出し肺動脈に詰まっていく状態を作出して、両手の鬱血・虚血の状態から病院搬送の必要性を認識しつつ、かつ、この時点で病院に搬送して適切な医療措置を受けさせれば死亡結果を回避可能であったにもかかわらず、検察官送致を優先し、亡アルジュンに適切な医療措置を与えず放置し、亡アルジュンの血栓症による死亡結果を惹起しており、被告東京都の注意義務違反が認められる。

## 2 被告国の注意義務違反

- (1) 亡アルジュンの事件を担当する検察事務官は、取調室における亡アルジュンの取調べ開始から片手錠を解除する間において、亡アルジュンの両手が激しく腫れて鬱血した状態にあることを現認していたのに、医師に相談することもなく、亡アルジュンを直ちに病院に搬送せず適切な治療を受けさせなかった。
- (2) 検察庁の取調室で片方の護送手錠を外される前であれば、その時点で拘束部に生じた血栓が流れ出す前に病院に搬送して適切な医療措置を亡アルジュン氏に受けさせていれば、死の結果を回避することができた（前田医師尋問調書11～12頁）。
- (3) これによって被告国は、戒具を使用されていた部位から血栓が徐々に血管内に流れ出し肺動脈に詰まっていく状態を放置し、片方の手錠を外す前に亡アルジュンを病院に搬送して適切な医療措置を受けさせていれば死亡結果を回避可能であったにもかかわらず、これを行わずに漫然と片方の手錠を外し、亡アルジュンの肺動脈血栓症による死亡結果を惹起しており、被告国の注意義務違反が認められる。



## 第6 亡アルジュン氏の死因

### 1 過度の拘束による肺動脈血栓症が主たる死因であること

亡アルジュン氏の主たる死因は肺動脈血栓症である。肺動脈血栓症は、きつく四肢等が絞扼等された場合、絞扼部より末梢の方で静脈血が鬱滞し、一方で絞扼部より末梢の方には動脈血も十分に供給されないことから、静脈の内細胞の障害が起こり、内細胞の障害により血管内皮がささくれ立つような状態となって血液の流れ澱み、その結果生じた血栓が、一気にまたは徐々に再開した血流に乗って心臓の方に流れ、肺に達することで肺動脈を塞ぎ突然死を惹起するというものである（前田医師尋問調書1～2頁）。

なお、肺動脈血栓症については、脱水状態は鬱血を助長するが、脱水状態がなければ鬱血が生じず肺動脈血栓症にならないという関係にはなく、脱水状態は肺動脈血栓症の必要条件ではない。本件のような過度の拘束のみによっても鬱血は生じうるものであり、その場合、肺動脈血栓症は発生しうる。

### 2 過度の拘束により肺動脈血栓症が惹起されることとなった機序

(4) 本件において亡アルジュン氏は、仮に被告東京都の主張を前提としても、保護室に入れられた直後である2017年3月15日午前6時51分からベルト手錠を手首及び腰周り部分に、捕縄を膝部分に、新型捕縄を足首部分に装着され、同時刻より両手首・腰、両膝、両足首の拘束が開始され、送致準備のために上記ベルト手錠及び捕縄が解除されたのは同日午前9時18分であった。なお、足首部分に装着された新型捕縄は、強く締め過ぎたために解除することができず、亡アルジュン氏は装着されたまま車椅子に乗せられ送致された。

亡アルジュン氏の死亡直後の写真（甲1・20～27頁）、及び保護室で戒具を装着されていた際の手足の画像（甲32）では亡アルジュン氏の両手首が腫れあがっている。また、腰周り部分及び膝・足首部分には皮膚変色と蒼白帯が認められる。その状態からすると、上記拘束により同部位の静脈が極めて強く圧迫

され鬱血が引き起こされていたことが明らかである。

したがって、当該鬱血により、亡アルジュン氏の臓器組織内の静脈や毛細血管内の血流が停滞した状態が続き、静脈血が澱んで静脈内に血栓が形成され、その形成された血栓が拘束から解放された時に再開した血流によって心臓や肺動脈に向かって流れ、大きな血栓が肺動脈に詰まり、あるいは深部静脈に生じた無数の小血栓が少数の塊ごとに徐々に肺動脈を閉塞し、肺動脈血栓症を惹起して亡アルジュン氏を死に至らしめたものと考えられる。

なお後述のとおり、本件死亡時において亡アルジュン氏は脱水状態に陥っていた可能性が高いものとするが、仮に脱水状態に陥っていなかったとしても、両手首、両膝、両足首という複数部位（膝の中心には深部静脈が走行している）を同時に、約2時間30分間、極めて強い力で圧迫され続けていたことからすれば、その過度の拘束自体が、同部位に鬱血を生じさせ、そのことで形成された血栓が肺動脈血栓症を引き起こしていた。

- (5) 肺動脈血栓症には2種類あり、大きい血栓が緊縛されていた部位から流れてきていきなり肺動脈に詰まる場合と、小さいブドウの粒のような血栓が少しずつ緊縛されていた部位（緊縛されている間も流れることはありうる）から流れてきて徐々に肺動脈に詰まる場合である（前田医師尋問調書37頁）。本件では、亡アルジュン氏の拘束時の写真からすると、足も拘束されていたものの、特に手首の拘束による腫れが酷く、手の静脈は足の静脈と比較して太くはないことから、手首の緊縛部分から小さな血栓が血中に流れ出て、また足首も最後まで拘束されているのでそこからも小さい血栓が飛んできて、徐々に肺動脈に詰まっていき、最後取調室で大声を出した時などにぐっと力が入って最後の1個2個の血栓が詰まって肺動脈血栓症を引き起こしたものと考えられる（前田医師尋問調書38頁）。亡アルジュン氏は、検察官送致前に戒具が付け替えられていたり、まだ手首や腰に戒具が付けられているときに亡アルジュン氏が手足を動かしたりしているが、その時にも少量の血栓が飛んでおり、心肺停止ま

で起こす量ではなかったものの、その後も小粒の血栓が飛び続けて肺動脈に血栓が徐々に詰まっていった可能性がある（前田医師尋問調書38～39頁）。

(6) 肺動脈血栓症の場合に、拘束を解いてからどれくらいの時間で心肺停止に至るかという点は様々な条件にもよるものの、前田医師の経験として、肺動脈血栓症が発症してから30秒ないし1分で顔が紫色になった患者を確認しており、またはベッドから起きてトイレに行こうとしたときにトイレの前で倒れてしまう程度の数分単位で心肺停止に至る可能性があるものといえる（前田医師尋問調書38頁）。

(7) 血栓ができる要因としては、一つには時間があり、拘束時間が長ければ長いほど血栓ができやすいとはいえるものの、一方で拘束の強度という要素もあり、少なくとも本件では手がぱんぱんに腫れてしまうほどの強さでぎゅっと亡アルジュン氏を拘束していたということから、時間の長さよりも、拘束の強度という要素の方が血栓を生じさせる要因になっているものと考えられる（前田医師尋問調書41～42頁）。

この点、被告東京都が提出した文献（丙44・73頁）には、肺動脈血栓症について、「受傷から少なくとも数日程度経過してから肺塞栓症として発症することが多い。」との記載があるが、拘束の強度という要素によって血栓が発生するまでの拘束時間は変化するのであり、当該記載は一般的な医療行為（手術時における手足の固定等）における拘束の強度を前提としているものであるから、当該記載をもって、一般的に肺動脈血栓症は受傷から少なくとも数日程度経過しなければ発生しないという主張を被告が行うとすれば、当該主張は誤りである。

3 主に臨床経過から主たる死因が肺動脈血栓症であると判定され、Dダイマー値や脱水症がその裏付けとなること

(8) 前田医師が亡アルジュン氏の死因を、静脈血栓症に続発した肺動脈血栓症で

あると判定した最大の理由は、亡アルジュン氏の両手首、両膝、両足首を拘束し、腫れ上がって血管が強度に締め付けられて鬱血を同部位に起こしていたこと（甲 1・20～27 頁、甲 3 2・7 頁）、及び亡アルジュン氏が拘束の解除と時間的に近接した時点で突然死していること等の臨床経過そのものである（前田医師尋問調書 7 頁）。

具体的には、検察官送致のために護送手錠に戒具が付け替えられた直後の亡アルジュン氏の右手の写真（甲 3 2・7 頁）から、護送手錠を装着された部位（手首）から先（指側）が通常の状態よりも非常に腫れてパンパンになって、指がソーセージのように腫ちようしていることが明らかである（前田医師尋問調書 3 頁）。また、手錠を装着された部位（手首）から先（指側）の肌の色が黒っぽいのが、これは当該箇所が虚血状態（動脈が十分行き渡っていない状態）であることを意味している（前田医師尋問調書 3 頁）。

さらに、戒具を付け替えられて護送のために留置課員に体を抱えられている時の亡アルジュン氏の右手の写真（甲 3 2・8 頁）、その後車椅子に乗せられて留置施設から出て行こうとする時の亡アルジュン氏の右手及び左手の写真（甲 3 2・10～13 頁）においては、護送手錠を装着された部位（手首）から先（指側）が強く腫れており鬱血状態であることを示すと共に、変色しており虚血状態でもあることを示している（前田医師尋問調書 3 頁、4 頁）。

また、死亡解剖の写真から、捕縄によって緊縛されていた足首においても、緊縛部位より末端側に内出血して色が変化しており、鬱血ないし虚血が発生している箇所（前田医師尋問調書添付の乙 4 号証の写真 3 及び 4 の青ペンで矢印を付けた部位）が確認できる（前田医師尋問調書 2 1～2 2 頁）。

ここで鬱血とは、血管のうち手足末梢から心臓に向かって血液が流れている静脈が強く締めつけられ、その結果、絞扼部から末端側の手足から血液が心臓に戻ることができなくなり、絞扼部より末端側に血液が溜まって腫れてしまうことをいう（前田医師尋問調書 4 頁）。なお、鬱血は脱水症状がなくても発生

しうるものである（前田医師尋問調書5頁）。

また虚血とは、血管のうち動脈が強く締めつけられ、動脈血が絞扼部から末端側に流れなくなった状態であり、虚血が生じると末端側のあらゆる虚血部位の組織に障害が発生し、血管内皮の障害は、血栓発生の三大要因（血管内皮の障害、血液の鬱滞、血液凝固の亢進）の一つであり、血栓ができやすい状態である（前田医師尋問調書5頁、16頁）。

- (9) 当該臨床経過に加えて、Dダイマーの値によって、亡アルジュン氏の体内に血栓が形成されていた可能性は極めて高いことが裏付けられる。

すなわち、Dダイマーは体の中の血栓の存在を示唆する指標である（前田医師尋問調書6頁）。亡アルジュン氏の血液検査の結果（甲1・28頁）からは、亡アルジュン氏の血液の状態として、Dダイマー（36番）が31.04という値になっている。この亡アルジュン氏のDダイマー値31.04というのは、甲1ではDダイマーの「上限値」は1以下とされているのに比較すれば、大変高値であるということが出来る（前田医師尋問調書5～6頁）。さらにDダイマーの診断識別値（カットオフ値）は1ないし10ug/mlとされており、これより高い数値であれば血栓が存在する可能性があり、血栓症を疑うべきとされているところ、亡アルジュン氏のDダイマー値31.04は、この診断識別値（カットオフ値）をはるかに超えている（前田医師尋問調書6～7頁）。

- (10) さらに死亡前日の3月14日に亡アルジュン氏は下痢、腹痛、発熱の状態にあり、同日の食事量も少なく、特に水分が比較的多く含まれる白米を一切食べていないこと、少なくとも死亡当日の3月15日は起床時からは一切給水を受けておらず排尿もないこと、司法解剖における血糖値が低かったこと等から脱水症を起こしており、鬱血を助長する状態にあったことが認められる。

- (11) これら事由の総合的な考慮により、本件においては筋挫滅症候群の可能性も否定できないものの、主な死因としては、肺動脈血栓症と考え、前田医師は

亡アルジュン氏の死因を判定しているものである（前田医師尋問調書15頁）。

- (12) この点、被告東京都は、Dダイマー値が異常値であることのみをもって深部静脈血栓症等であると診断できるものではなく、亡アルジュンのDダイマー値が高値であることをもって肺動脈血栓症が生じていたと評価することができないと主張している。

しかし、上述のとおり、前田医師はDダイマーの値のみから亡アルジュン氏の死因を判定しているわけではないため、前田医師の意見を正解しておらず前提を誤っており失当である。

- (13) また、被告東京都は、乙1の東大病院作成の鑑定意見書に基づいて、亡アルジュン氏の死因について、亡アルジュン氏が保護室内で暴れたことが原因で、全身の多発外傷に伴う循環血液量減少性ショックや、筋挫滅を主因とするミオグロビン血症の状態に陥ったことによる急性腎不全となり、それらの競合により死亡したと推定され、死因は外傷性ショックであると結論付けている（被告東京都準備書面（3）2頁）。

しかし、医学的にショックとは急性に起こる循環不全の一群を意味し、その一つが外傷性ショックであるところ、外傷性ショックとは、事故などの外力によって血液の豊富な臓器が損傷されたり、または骨盤や大腿骨などの比較的大きな骨が複数折れた時に発症するものである（前田医師尋問調書7～8頁）。

したがって、まず、仮に筋挫滅を主因とするミオグロビン血症の状態に陥ったことによる急性腎不全が亡アルジュン氏に生じていたとしても、ミオグロビン血症は出血を伴うものではないから外傷性ショックが発症することはない（前田医師尋問調書8頁）。この点について、上記東大病院の鑑定意見書（乙1）及びこれに基づく被告東京都の主張では医学的に誤った議論が展開されている。

次に上記東大病院の鑑定意見書（乙1・21頁）では、高カリウム血症も外

傷性ショックの原因とされているところ、高カリウム血症も出血を伴うものではないため、心原性ショックの原因にはなりうるものの、外傷性ショックの原因にはならないことから、この点でも上記東大病院の鑑定意見書は医学的に誤っている。

最後に循環血液量減少性ショックは出血を伴うため外傷性ショックの原因となりうるものではあるが、循環血液量減少性ショックを引き起こすほどの前身の多発外傷とは、血液が豊富な臓器が損傷されること、たとえば肝臓が損傷されて腹腔内に血液がいっぱい溜まってしまったり、骨盤が骨折して骨盤周囲に血液がたくさん溜まってしまったりする場合であり、亡アルジュン氏が保護室内で仮に暴れていたとしても、それにより皮下血腫ができ、あるいは複数の肋骨が折れたという程度では、医学的には循環血液量減少性ショックを引き起こすとは到底考えられないものである（前田医師尋問調書9頁）。現に亡アルジュン氏には肋骨の骨折は確認できるものの（乙1・11頁）、骨盤や大腿骨などの骨折は存在していない（乙1）。また、亡アルジュン氏の主な出血量は、腹腔内に100ml（乙1・11頁）、右胸腔に110ml（乙1・11頁）、胃内に235g（乙1・13頁）程度のものに過ぎない。医学的には500から750mlの出血量でもショックとしては無症状とされ、死に至るような出血量としては最低でも2250ml以上必要であるとされている（丙14）から、亡アルジュン氏に生じていたこの程度の骨折と出血では外傷性ショックは医学的には生じない（前田医師尋問調書9～10頁）。

やはりこの点についても上記東大病院の鑑定意見書（乙1）及びこれに基づく被告東京都の主張は医学的に誤りである。なお、亡アルジュン氏の当該肋骨の骨折は、心肺停止を起こした後の病院搬送中の心臓マッサージが原因と考えられることから（前田医師尋問調書10頁）、死因とは無関係のものであることが明らかである。

（14） 死因が外傷性ショックではないということは、亡アルジュン氏が検察庁の

取調室で片方の手錠を外されて、大声を出していたのに急に目を閉じておとなしくなってから15分程度経過した時点でAEDが作動せず心肺停止に至っていたことから明らかである。外傷性ショックの場合は、いきなり心肺停止が起こることはなく、まずは意識の消失があり、意識消失のため倒れるが心臓は動いている状態となるため、意識が無くなったとほぼ同時に心臓も止まっている亡アルジュン氏的心肺停止に至る事実経過とは矛盾している（前田医師尋問調書11頁）。一方、肺動脈血栓症の場合は、拘束を解いた瞬間、血栓が多く血中に流れることから、それが一気に肺に詰まるとすれば絞扼を離してから心停止に至るまでの時間は極めて短いため、亡アルジュン氏的心停止に至る事実経過と整合しているのである（前田医師尋問調書11頁）。

#### 4 剖検結果（丙31）は肺動脈血栓症と整合するものであること

被告東京都は、「丙31号証の写真1の○部分」を根拠として、同写真には肺動脈の断面が映し出されているところ、同写真では血栓が詰まっている状況が一切認められないことから、亡アルジュン氏に肺動脈血栓症は発生していないと主張している。

しかし、当該写真は肺動脈を走行に沿って縦に解剖した（前田医師尋問調書に添付の丙31号証の1の写真における黒ペンで記載した線に沿ってメスを入れてそれを広げて血管の中身を見るという解剖）写真ではなく、横に輪切りにして解剖した断面の写真である（前田医師尋問調書13頁）。

したがって、あくまで肺動脈の輪切り断面の一部が映ってるに過ぎないから、「丙31号証の写真1の○部分」に血栓が詰まっている状況が映っていないくとも、同写真の断面とは異なる他の部分の肺動脈内に血栓が存在することが十分考えられる。具体的には、前田医師尋問調書に添付の丙31号証の1の写真における、黒い○の付いている部分（断端）よりも末梢側（肺側）に血栓が詰まっている可能性がある（前田医師尋問調書13頁）。



同じく「丙 31 号証の写真 2 の○部分」に血栓のようなものが付着していないことは、肺動脈血栓症が生じていない根拠とはならない。前田医師の意見書（甲 30・1 頁）における肺動脈を剖検した所見は撮影されていないとの記述は、血栓が疑われる場合には通常は、丙 32 号証の 1・7 頁の写真のように、肺動脈を縦に解剖した状態で写真撮影するところ、本件司法解剖ではこのような写真撮影がなされていないことを指摘しているものである。

なお、丙 4 5 号証の「検死ハンドブック」という教科書でも「心臓摘出時の注意事項」として「肺動脈血栓塞栓症が疑われたら肺動脈の開検を優先させる。」との記載がある。本件の場合には死亡に至る事実経過やDダイマー値、脱水症状等から当然に肺動脈血栓症を疑うべき客観的事実が存在した。丙 3 1 号証の解剖写真には血栓が撮影されていないが、それは担当した解剖医が当該客観的事実を見落とし、または考慮せず、肺動脈血栓症の可能性があるという判断をそもそも欠落していたことが理由と考えられる（前田医師尋問調書 1 5 頁）。

## 5 亡アルジュン氏が脱水状態にあった可能性が高いこと

亡アルジュン氏は 2017 年 3 月 13 日の逮捕前は路上生活に近い状態にあったということであり、栄養状態・健康状態ともに悪化していたと考えられる。

さらに被告東京都の主張を前提としても、3 月 14 日には発熱と共に嘔吐・下痢が認められており、その日に亡アルジュン氏が摂取した水分補給状況は所持品検査のときのコップの水、パックジュース 1 本、夕食時のコップの水のみであった。

しかし、亡アルジュン氏の体重から考えると通常人が必要な水の摂取量は少なくとも一日 2400 cc、下痢等の症状がある場合には一日 3000 cc 以上の水分摂取が必要とされていることから、被告東京都の主張を前提としても、亡アルジュン氏が 3 月 15 日の起床時において脱水状態にあったことはほぼ確実といえる。

さらに被告東京都の主張によれば、その後、亡アルジュン氏は 3 月 15 日 6 時 40

分に保護室に入れられて約 2 時間半の間も一切給水していなかったとのことから、当該拘束時間中において亡アルジュン氏の脱水状態が悪化していったことは明らかである。

上述のとおり、脱水状態は血栓を生じさせるための必要条件ではない。仮に脱水がなかったとしても、上述のとおり、本件では過度の拘束が加えられていたことは明らかであるから、そのことのみから鬱血が発生していた可能性は極めて高い。もっとも、本件では過度の拘束に加えて、亡アルジュン氏が脱水状態にあり、当該脱水状態が鬱血をさらに助長したことを高度に推認させる客観的状況がそろっている。そのため、亡アルジュン氏が脱水状態にあったことをも考慮するならば、過度の拘束が亡アルジュン氏に肺動脈血栓症を発生させ死に至らしめたことは確実であるといえる。

#### 6 血液の状態は脱水状態を否定するものではないこと

被告東京都は、亡アルジュン氏の血液検査結果における「ヘマトクリット (HCT)」が 28.1 であること、「尿素窒素・クレアチニン比」が 9.48 であること、「尿酸 (UA)」が 6.5 であることから、亡アルジュンが脱水症状であったことを示す所見は認められないと主張している。また、「ヘモグロビン (HBG)」の 9.4 という値からも血液は「サラサラ」の状態であったとも主張している。

しかし、上記指標の数値上、明らかな脱水状態を示す状態というのは脱水状態が相当悪化した状態であり、そのような状態までは至らなくとも、脱水症に近い状態であれば、鬱血を助長する状態であることに変わりがない。しかも、「ヘマトクリット (HCT)」の 28.1 という数値は低栄養状態の可能性を示す低いものであるし、「尿酸 (UA)」の 6.5 という数値も正常値の下限である 7.0 に近く脱水症に近い状態であることを示している。「ヘモグロビン (HBG)」の値も低栄養状態であるために低い数値になっている可能性が高い。

また、ヘマトクリット値、尿酸値のいずれも、体液量減少の診断に関して一定の有用性は示唆されるものの、ある一時点での値から脱水の有無を診断することはできない。これらの値は、過去の値との比較・推移の検討や他の身体所見と合わせ、総合的に診断する一助にすぎない。よって、一時点での値から脱水ではないという被告東京都の主張は認められない。

7 筋挫滅症候群の可能性も否定されるものではないが主たる死因は肺動脈血栓症であること

肺動脈血栓症と筋挫滅症候群は、互いに排他的な関係にはなく、共に過度の拘束を原因として発生する（前田医師尋問調書1～2頁）。

筋挫滅症候群については、過度の絞扼により血流が遮断されることにより絞扼部より末梢側の筋肉細胞の障害（壊死等）が起こり、ミオグロビンが血中に流れ出し、ミオグロビンが主に腎臓に詰まって急性腎不全を起こして、腎不全に伴い血中カリウム値が上昇し、筋組織が破壊されたことによる血中カリウム値の上昇も相まって、高カリウム状態を引き起こして心停止を惹起するというものである（前田医師尋問調書1頁）。

伏見医師の鑑定意見書にも、血管内で血液凝固が起こり、体中の血管内に微小血栓が発生することがあると書かれており（甲1・15頁）、伏見医師も亡アルジュン氏の病態から亡アルジュン氏の体内に血栓ができやすい状態であったことを示唆しており、肺動脈血栓症が死因である可能性を排除していたものではない（前田医師尋問調書2頁）。

本件で、亡アルジュン氏は過度の拘束を受け、血流が遮断されており、筋肉細胞が壊死していたものと考えられる。したがって、筋挫滅症候群の可能性も否定されるものではない。

第7 本件で国賠法6条の適用により亡アルジュン氏の賠償責任の範囲を制限する

べきではないこと

1 これまでの裁判例および学説において、外国において低額の定額賠償が定められていることを理由に、国賠法6条に基づいて日本に在留する外国人被害者に対する賠償責任の範囲を制限することを是とする見解は見当たらないこと

(1) 名古屋高裁昭和51年9月30日判決は、「同国の国家賠償制度は、審議会前置主義をとり、また賠償額を定額化しており、しかもその賠償額がわが国における現今の賠償額と比較していささか低額であり、わが国の国家賠償制度と右の点において差異がある。しかしながらかかる差異があつても国家賠償法六条の相互の保証があるときに該当するものと解するに何らの妨げとはならない」と判示し、他国における国家賠償制度において賠償額が定額化していても、その賠償額が日本における現在の賠償額と比較して低額であるときには、そのような差異に基づいて賠償責任の範囲を限定するべきではないと判断している。

憲法17条が「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と定め、その憲法上の権利の保障は、被害者保護という同条項の趣旨目的及び性質からすれば、当然に日本に在留する外国人に対しても等しく及ぼされるべきところ、国賠法6条の立法趣旨である衡平の観念も、日本と外国との比較のみならず、日本人と日本に在留する外国人との比較における衡平についても含まれていると解されるべきである。この観点から上記判示は極めて真つ当な判断を示したといえることができる。

(2) この点、国家賠償法コンメンタール・1234頁(甲39)も、「実際問題として、韓国の定額賠償の現状が全くわからないのであるから、定額でよいと試してみても、具体的な賠償額が定額的に算出できない。とすれば、前述した基本態度に基づき、この点は度外視するしかない」、「大韓民国国家賠償法は、定額賠償制度を導入しているため、わが国の国又は地方公共団体

の国家賠償責任も、相互保証の規定がある限り、朝鮮人が被害者の場合、定額賠償で足りると解するのが相当である。しかし、大韓民国国家賠償法の運用を詳にし得ないので、本件が定額賠償で足りるとしても、それがどれだけであるのか判然としない。そこで、この点は度外視して判断を進めるほかない。それが被害者保護のためである。」（京都地判昭和48年7月12日）との見解を紹介し、低額な定額賠償が設定されていても、やはり被害者保護の観点から、国賠法6条の適用を制限的に解し、賠償責任の範囲を限定すべきではないとの見解を明らかにしている。

また、コンメンタール（甲39）1235頁も、「相互保証を厳格に解釈すれば、賠償責任の範囲もまた外国法の定める責任範囲に限定されるべきこととなる。しかし、前述のように、本条の妥当性については疑問のあるところであるから、解釈によりできるだけ弾力的な運用を図るべきである」と述べる。

2 国賠法6条の適用は、各国の法制度の比較においては法律のみならず現実の運用も踏まえ、当該救済を認めることが国賠法6条の依拠する衡平の観念に反するかどうかという基準で決すべきこと

東京地裁立川支部平成29年10月11日判決（甲46）は、「我が国と法制度の異なる外国の法制度の内容を把握し主張するに当たっては、単なる法律の規定の文言だけでなく現実の運用も問題となり得」る、「国賠法6条は、我が国の国民に国家賠償による救済を与えない国の国民に対し、我が国が積極的に救済を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであるところ、各国の法制度は多様であり、我が国と法制度の異なる外国の法制度との同一性を厳密に要求することは救済が認められる範囲を不当に制限することとなりかねないから、相互の保証があると認められるかどうかは、当該救済を認めることが国賠法6条の依拠する衡平の観念に反するかどうかという基準で決すべきであり、具体的には、我

が国と当該国の法制度が重要な点で同一であるか否かによって判断するのが相当である。」と判示し、相互保証の厳格な解釈によって被害者保護が不当に制限されることは妥当ではないから、国賠法6条の適用は制限的に解釈すべきであると、また、外国の法制度の内容においては、法律の規定だけでなく現実の運用も含めて検討する必要があることを明らかにしている。

特に本件は、戒具使用について高度な注意義務を負うべき留置官の故意又は重過失による違法な戒具使用によって被害者が死亡したという事案であり、当該事案の悪質性・重大性に鑑みても、本件においては国賠法6条を前提としても、その遺族である原告に対して、賠償金額の上限のない国家賠償請求権が認められるべきである。

3 ネパールにおいては公務員による個人に対する権利侵害に対する賠償責任が10万ルピーを超えて認められていること

(1) 2007年4月13日付第一改正及び2007年6月13日の第二改正を経た2007年ネパール国暫定憲法の第100条及び第107条第2項

2007年4月13日付第一改正及び2007年6月13日の第二改正を経た2007年ネパール国暫定憲法の第100条及び第107条第2項は、最高裁判所に対して、「憲法が与える基本的権利の行使のため、他に救済手段が定められていないその他の法律上の権利の行使のため、又は救済手段が定められていてもなお不適當若しくは効果がないと思われる法律上の問題の解決のため、又は公共の利害若しくは関心に関する紛争に係る憲法上若しくは法律上の問題の解決のため、必要かつ適当な命令を発する特別の権限を有する」ことを認めている（甲43）。

この規定に基づき、ネパール国の最高裁判所は、公務員による個人に対する権利侵害について、国に対して、当該個人に対する損害賠償を命ずる権限を有する。そして、命令の対象から外国人が被害者である事案を排除しておらず、外国

人も上記規定に基づき、ネパール政府による権利侵害について損害賠償を受けることが可能である。かつ、その賠償額については定額化されていない。

現にネパール最高裁判所は、2007年6月1日付決定において、ネパール政府に対し、治安部隊による強制失踪について、2007年ネパール国暫定憲法の第100条及び第107条第2項に基づき、強制失踪の被害者に対する20万ルピーの損害賠償を命令している（甲44）。

具体的には以下のとおりにネパール最高裁判所は判示したものである。

「生命の安全と自由に対する権利が侵害された事件は、単に金銭的・経済的に補償されるべき事柄ではない。しかし、当裁判所は、国が被害者に対して援助を行う義務を負っていること、有効な救済措置がなければ権利が意味をなさないこと、被害者家族の救済を求める権利を尊重する必要性に鑑み、暫定的な性質の救済を直ちに行うよう命じる。」

「よって、本命令は、2007年ネパール暫定憲法第100条および第107条(2)に基づき、ネパール政府および内閣官房に対し、本命令により構成されたDITの調査により死亡が確認された Chakra Bahadur Shahi の最も近い請求者に20万ルピー、死亡宣告された者の家族に対し20万ルピーを直ちに救済するために発せられるものである。Rajendra Prashad Dhakal、Bipin Bhandari、Dil Bahadur Rai は、この裁判所によって構成されたDITの調査によって治安部隊による逮捕が確認されたが、その後状態が変化して行方不明となった人物に各15万ルピー、請願に記載された残りの人物で状態が明確になっていない者に各10万ルピーを支払う。」

「さらに、ネパール政府に対し、これまでの被害者の状況およびこれらの失踪行為により継続的に受けるかもしれない損失や困難を考慮して、雇用を含む適切な救済パッケージを策定し実施するよう、ここに

指示命令を出す。」

したがって、国賠法6条を前提としても、2007年4月13日付第一改正及び2007年6月13日の第二改正を経た2007年ネパール国暫定憲法の第100条及び第107条第2項が存在する以上、そして当該規定に基づく実際の運用として10万ルピーを超える国家賠償が認められている以上、日本において、公務員によるネパール国籍を有する外国人に対する権利侵害については、賠償金額の上限のない国家賠償請求権が認められるべきであり、本件において被告らの賠償責任の範囲が10万ルピーの範囲に制限されるとの結論はありえない。

(2) その他にもネパールにおいて公務員による個人に対する権利侵害について10万ルピー以上の賠償責任が国家機関により認められた例が多数存在すること

ネパールにおいては、公務員による個人に対する権利侵害について、10万ルピー以上の賠償責任が、国家機関により認められ、個人が賠償を受けることのできる実務運用が行われている（甲45）。

一つ目の事例は、サンジヴ・クマル・カルナというネパール人が、仲間とピクニック中に治安当局者に強制失踪させられ、のちに殺害されていたことが判明した事件について、2003年10月8日、国家人権委員会が政府に対し調査と30万ルピーの賠償を勧告し、政府は最終的に100万ルピーを支払ったというものである<sup>1</sup>。

二つ目の事例は、サパナ・グルンというネパール人が、治安要員によりレイプ、殺害されたという事件について、2006年4月25日、国会の調査委員会の勧告により100万ルピーの賠償金が支払われたというものである<sup>2</sup>。

三つ目の事例は、上記二つ目の事例の事件に抗議するデモ隊に対し、治安部隊が発砲して6名が死亡したという事件について、2006年4月26日、国会の調査委員会の勧告により各被害者に対し100万ルピーの賠償金が支払われたと

---

<sup>1</sup> <http://www.advocacyforum.org/emblematic-cases/2010/12/sanjeev-kumar-karna.php>

<sup>2</sup> <http://www.advocacyforum.org/fir/2011/01/sapana-gurung.php>



いうものである<sup>3</sup>。

四つ目の事例は、ラジ・クマル・チェパンというネパール人が、国立公園内の入会地に植物等採取に入った際、治安関係者らに殴打され、のちに死亡したという事件について、2020年7月16日、地方行政長官の和解案により100万ルピーの賠償金が支払われたというものである<sup>4</sup>。

これらの手続においては損害賠償額の定めは見当たらず、また損害賠償を受けられる被害者の国籍要件も見当たらないため、外国人も対象となりうるものである。

したがって、このような実務運用からも、国賠法6条を前提としても、日本において、公務員によるネパール国籍を有する外国人に対する権利侵害については、賠償金額の上限のない国家賠償請求権が認められるべきであり、本件において被告らの賠償責任の範囲が10万ルピーの範囲に制限されるとの結論はありえない。

#### 4 被告らが抗弁として相互保証の不存在につき主張立証責任を負うべきこと

近年の裁判例においては、相互保証の不存在を国側の抗弁として位置付け、国側において相互保証の不存在について主張立証を求める判断が示されている。

たとえば、平成29年10月11日東京地裁立川支部判決は、以下のように判示した(甲46)。

「我が国と法制度の異なる外国の法制度の内容を把握し主張するに当たっては、単なる法律の規定の文言だけでなく現実の運用も問題となり得、特にいわゆる判例法系国ではこの傾向が著しいというべきであって、当該国の国民であるからといってこれが一般的に可能かつ容易とは考えられず、むしろ

---

<sup>3</sup> <http://www.advocacyforum.org/fir/2011/01/chhatra-bahadur-pariyar-phurwa-sherpa-prabhu-nath-bhattarai-prasad-gurung-tanka-lal-chaudhari-and-sunita-risidev.ph>

<sup>4</sup> <https://www.culturalsurvival.org/news/waiting-justice-nepal-case-raj-kumar-chepang>

ろ、被告側である国の方が必要があれば在外公館を通じた調査等によりこのような資料を入手しやすい立場にあるとすることができる。さらに、外国法について相互の保証を問題とすることによる損害賠償責任を免れるという利益は国側に帰属するから、その内容の主張立証についても国側に委ねるのが公平というべきである。以上のような法規の構造、立証の難易及び公平の観点からすると、当該外国法につき相互の保証がないことを国側において抗弁として主張立証すべきと解するのが相当である。」

このような主張立証責任の公平な分担という観点からも、被告らが、ネパールにおいては公務員による個人に対する権利侵害に対する賠償責任が10万ルピーを超えて認められないことを積極的に主張・立証しない限り、日本において、公務員によるネパール国籍を有する外国人に対する権利侵害については、賠償金額の上限のない国家賠償請求権が認められるべきであり、本件において被告らの賠償責任の範囲が10万ルピーの範囲に制限されるとの結論はありえない。

## 第8 本件で賠償されるべき亡アルジュン氏に生じた損害

- 1 亡アルジュン氏は、2011年12月頃（ネパール歴2068年9月11日頃）に在留資格「技能」で初めて来日し、愛知県や埼玉県等で調理師として勤務してきた。その後、2度ネパールに短期帰国するものの、2017年3月15日に死亡するまで、約6年にわたり、継続的に日本で働いていた。そして、死亡時も、有効な在留資格を有しており、今後も日本で就労する意思を有していた。

最高裁判所第三小法廷平成9年1月28日判決では、上告人は適法な在留資格を有さず、非正規滞在者として日本に残留して働いていたものであるが、それでも3年間は日本で就労が見込まれたと認定されている。

これに対して、亡アルジュン氏は、死亡時に専門職である「技能」の在留資格を有しており、これからも日本で就労する意思を有していた。さらに、2011

年に来日して以来、6年間にわたり日本で就労してきた実績を有している。これらの事実を鑑みれば、亡アルジュン氏は、本件加害行為がなければ、2017年3月16日以降も、少なくとも6年間は日本において就労したものと見える。そして、死亡時に亡アルジュン氏は無職であったため、男性労働者全産業平均年収額（549万4300円）を基準とし、これに生活費控除率30%を考慮し、6年間のライブニッツ係数（年金現価）を乗ずると、亡アルジュン氏の2023年までの逸失利益は  $5,494,300 \text{ (円)} \times (1-0.3) \times 5.0757 = 19,521,193 \text{ (円)}$  となる。

次に、2023年3月16日以降の逸失利益について、亡アルジュン氏の出身国であるネパール連邦民主共和国については、その経済成長に伴う賃金・物価の上昇を考慮に入れる必要がある。ネパールの一人当たりGDP（PPP）の推移を検討すると、2006年は1579ドルであったところ、2017年は2679ドルと、年率平均5%の経済成長を達成している。（甲5）。亡アルジュン氏の就労期間を67歳までと仮定すると、67歳となる2045年のネパールの一人当たりGDPの予測値は、5375ドルとなる。そして、亡アルジュン氏がネパールに帰国すると仮定される2023年から2045年の期間の一人当たりGDP予測値の平均は4010ドルとなる（甲6）。これは、現在の為替レートで円に直すと約44万1100円（1ドル110円）である。よって、亡アルジュン氏の、ネパールに帰国すると仮定される2023年以降の逸失利益は少なくとも年額40万円とするべきである。したがって、亡アルジュン氏のネパール帰国後就労可能期間とされる67歳までの逸失利益は、 $40 \text{ 万円} \times (1-0.3) \times 13.163 = 368 \text{ 万} 5640 \text{ 円}$ となる。

よって、本件不法行為がなければ、亡アルジュン氏は2017年3月16日から2023年3月15日までは1952万1193円、2023年3月16日から67歳となる2044年までは368万5640円、合計2320万6833円の経済的収入を得ることが出来ていたはずであるから、同氏は同額について逸失利益の損害を負う。

## 2 慰謝料

### (1) 亡アルジュン氏本人

亡アルジュン氏は、一家の支柱であるため、慰謝料額は、交通事故の場合であっても2800万円が相当である。

本件は、交通事故ではなく、捜査機関の故意の緊縛行為によって生じた死であるから、その慰謝料額は少なくとも3000万円を下ることはない。

### (2) 原告（アンビカ・ブダ・シン）

亡アルジュン氏の妻である原告は、突然夫を亡くしたものであり、その固有の精神的損害は300万円を下らない。

## 3 弁護士費用

本件は事実関係及び医学的見地において複雑な事件であるところ、原告らが訴訟を進行するためには弁護士による支援が不可欠である。したがって、弁護士費用も相当因果関係に含まれ、被告らに負わすべき弁護士費用としては上記損害額合計5620万6833円の1割である562万0683円が相当である。

## 4 小括

よって、損害額の合計は、6182万7516円である。上述のとおり、本件では国賠法6条の相互保証主義は問題とならないから、被告らは連帯して、当該金額及びこれに対する不法行為の行われた平成29年3月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金について、損害賠償を原告に対して行わなければならない。

## 第9 相次ぐ刑事拘禁施設における暴力と虐待、今こそ司法の真価が問われている

### 1 第二次名古屋刑務所事件、岡崎警察署事件の発生

12月9日、齋藤健法務大臣は臨時記者会見を行い、名古屋刑務所の刑務官22人が複数の受刑者に対して繰り返し暴行を加えていたことを明らかにした。そして同日以降、愛知県岡崎警察署の留置施設で、140時間以上に及ぶ身体拘束の後に

被留置者が死亡した事実が報道されるに至った。

これらの事案は、刑事司法の現場が現在もなお、暴力に支配されていることを示している。

12月9日の臨時会見で齋藤法務大臣は、名古屋刑務所の刑務官22人が、昨年11月から本年8月にかけて、複数の受刑者に対して顔や手を叩く、アルコールスプレーを顔に噴射する、尻をサンダルで叩くなどの暴行を繰り返し加えていたことを明らかにした。この問題について法務大臣は、「被害を受けた受刑者に心からおわび申し上げる」と陳謝し、外部有識者による検討会を立ち上げたうえで徹底した調査を進め、関係者への厳正な対処と再発防止策の検討を進める考えを示した。

さらにその後、愛知県岡崎警察署の留置施設で、勾留中の男性(43)が12月4日に死亡していたことが判明した。発表された死因は腎不全であった。男性は延べ140時間以上にわたり、保護室で「戒具」と呼ばれるベルト型の手錠や捕縄で手足を縛られていたほか、幹部を含む複数の署員から暴行を受けていた。男性には統合失調症と糖尿病の持病があったが、署員は糖尿病の薬を飲ませておらず、医師の診断も受けさせていなかったことが、報道で明らかになっている。

## 2 20年前の反省が全く活かされていない

名古屋刑務所では、2001年～2002年に複数の受刑者が死傷する事案(いわゆる名古屋刑務所事件)が起きている。この名古屋刑務所事件を契機に、我が国の行刑改革が進められ、刑事被収容者処遇法が成立した。同法の最大の目的は受刑者への暴力を防ぐことにあった。しかし、今回判明した2つの施設における暴行事案は、刑事司法の現場に今もなお暴力を容認する体質が根付いており、20年前の反省が全く活かされていないことを示している。

今回の一連の問題の背景には、悪人は懲らしめなければならないという牢固な「苦役懲戒主義」が根付いていると見なければならない。原告のアルジュン氏もまた、新宿署員に根付いていた、このような牢固とした考え方の犠牲になったと、原

告代理人らは考える。そして、私たちは、このような考え方を刑事拘禁のあらゆる現場から一掃する必要があると考える。

### 3 司法の英断こそが、刑事拘禁施設の改革につながる

本年11月、国連自由権規約委員会は公表した「総括所見」において、日本政府に対し、最優先課題の一つとして国内人権機関の設置を勧告した。刑事施設や留置施設における暴行事案・死亡事案を防止するためには、政府から独立した国内人権機関を設置し、人権侵害が起きた場合に、同機関による実効的な調査を可能とする体制をすみやかに整備する必要がある。

原告は、裁判所に対して、刑事司法の現場から暴力を根絶するため、本件における都と国の責任を明らかにする、公正かつ厳正な判決を下されるよう強く求める。このような判決こそが、次なる深刻な人権侵害による犠牲を未然に防止する途であり、さらなる刑事拘禁制度の改革につながるものであることを確信する。

以 上

## 留置施設とりわけ保護室内での死亡事案についての会長声明

本年12月4日、愛知県警岡崎警察署留置施設の保護室において43歳の男性被勾留者が死亡し、また同月17日には、大阪府警浪速警察署の保護室において、40代の男性被勾留者が死亡した旨報じられている。

報道によれば、岡崎警察署に勾留されていた男性は、11月下旬から勾留されていたところ、大声で叫ぶなどしたため保護室に収容された上、両腕をベルト手錠で、両足は捕縄で拘束され、拘束時間は延べ140時間以上にも及んだとされる。この間、男性は保護室内の便器を使用することもできず排せつ物は垂れ流され、後頭部が便器内に入った状態で放置されるなど非人道的取扱いを受け、さらに、同署の幹部職員も含む職員により暴行を受けていた疑いがあり、司法解剖の結果からは死因は腎不全とされるものの、病院への搬送時には脱水状態にあったとのことである。

また、浪速警察署に勾留されていた男性は、12月14日に逮捕された後、15日朝には発熱と息苦しさを訴え医療機関の受診を希望したものの、同署は、体温は平熱で呼吸に乱れもないとの判断から受診させず、その後、16日未明と17日朝の二度にわたって男性をベルト手錠と捕縄で計4時間拘束し、二度目の拘束の解除から9時間後に死亡が確認された旨の報道がなされている。

現時点で詳細な経緯や事実関係は判明していないものの、留置施設の保護室で戒具を使用した被留置者が死亡したことは明らかであり、この2件の事案からは、少なくとも以下の重大な問題点が浮かび上がる。

第一は、保護室収容と身体拘束の問題である。2002年に発覚した名古屋刑務所での受刑者暴行致死・致傷事件の例に示されているとおり、保護室への収容及び拘束具の使用は、それ自体による生命身体への危険発生の可能性を常にはらんでいる。そのため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事被収容者処遇法）は、保護室に収容した場合には速やかに医師の意見を聴き、収容期間を72時間以内とし、特に継続の必要のある場合にのみ、留置業務管理者が48時間ごとに収容期間を更新できると定め、更新した場合も医師の意見を聴かなければならないとしている。しかし、同法によっても収容や収容期間の更新に当たって医師の診察が求められているわけではない。また、後記のとおり医師が勤務しない留置施設では、被留置者の体調の急変など不測の事態に迅速な対応ができない。同様の事案は以前にも複数発生しており、留置施設における保護室収容及び身体拘束の在り方について、早急な検討が求められる。

第二は、被留置者に対する適切な医療提供に関する問題である。刑事被収容者処遇法は、被留置者に負傷や疾病の「疑いがあるとき」にも必要な医療上の措置を執

ることを求めているが、報道によれば岡崎警察署に勾留されていた男性には糖尿病の基礎疾患があり、投薬治療を受けていたことの申告があったにもかかわらず、同署は医師による診察を受けさせていなかったとのことである。浪速警察署に勾留されていた男性も、逮捕時に持病があることを申告した翌朝に体調不良を訴えたにもかかわらず、同署署員の判断で受診させなかった可能性がある。

そもそも、被疑者の勾留場所は原則として刑事施設でなければならず（刑事訴訟法第64条1項参照）、留置施設への勾留は刑事施設の代替として認められているにすぎない。本来、逮捕から裁判までのごく短い期間の収容しか想定されない留置施設には、医療設備もなければ医師・看護師など医療従事者も勤務していない。当連合会は、捜査機関の管理下での身体拘束を利用した自白強要の危険性に着目し、代用監獄（代替収容）制度の廃止を一貫して求めてきたが、いまだに実現していない。今回の2つの事案は、代用監獄がとりわけ基礎疾患のある人にとって、生命の危険すら及ぼすものであることを示すものと考えられる。この点、国連拷問禁止委員会は、2013年日本の第2回定期報告についての最終所見において、日本政府に対し、捜査と拘禁の機能の分離を実際にも確保するため立法その他の措置を採るべきこと、起訴前拘禁におかれたすべての被疑者に独立した医療的援助を受ける権利等を保障すること等を勧告していた。

さらに、留置施設は、いまだに捜査と留置の機能が完全には分離されておらず、仮に分離がなされたとしても拘禁に伴う暴行など人権侵害の危険性を内在している。国連自由権規約委員会は、本年11月3日付け総括所見において、被拘禁者に対する医療提供の在り方を含む刑事拘禁における処遇についても懸念を表明している。加えて、国連条約機関からも勧告されているように、留置施設は刑事施設と比較して視察委員会の独立性が弱く、また、現行法上、留置施設における死亡事案についてその原因究明等の在り方を規律する規定はない等の問題もある。

当連合会は、上記各課題への取組をはじめ、留置施設制度とその運用について、外部の第三者委員等により、カメラ映像等客観的な資料も踏まえた徹底的な調査が適正に行われ、その結果の公表及びそれに基づく改革を求める次第である。

2022年（令和4年）12月23日

日本弁護士連合会  
会長 小林 元 治



# 名古屋刑務所刑務官による受刑者暴行事件に関する会長声明

---

本年12月9日、法務大臣は、名古屋刑務所において3名の受刑者が、総勢22名の刑務官から、暴行及び暴言を繰り返して受けていた疑いがあることを発表した。顔や手を叩いたり、アルコールスプレーを顔に噴射したり、臀部をサンダルで叩いたりする等の暴行は、2021年11月上旬から本年8月下旬にまで及んでいたといい、被害受刑者の1名が左目付近にけがをしているのを職員が見付けて確認し、暴行事件が発覚したとされる。

被収容者の人権を尊重し、適切な処遇を行うこと(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事被収容者処遇法」という。)第1条)が求められる刑事施設において、刑務官を含む職員が被収容者に暴力を振るうことは決して許されず、最大限の非難に値する。さらにその後、法務大臣は、12月13日の閣議後記者会見において、刑事施設視察委員会(弁護士や医師らによる、刑事施設を視察し、運営に関して意見を述べる機関)が、本年3月に職員の対応について受刑者の不満が見られると指摘していたことを明かし、「名古屋刑務所視察委員会から貴重な意見を頂きながらも、施設運営に適切に反映できていなかった」ことを認めた。この点だけを見ても、刑事施設視察委員会の意見や役割を軽視していたとの批判を免れない。また、名古屋刑務所として、本年8月に暴行の事実を把握しながら、12月まで公表が大幅に遅れたことも重大な問題である。

過去には、名古屋刑務所において、複数の刑務官が受刑者への暴行陵虐を行い死傷させる事件が少なくとも3件あったことが明るみになり、一連の事件発覚が、その後の監獄法改正への契機となった経緯がある。当連合会は、当該事件を契機として発した2003年12月22日付け「[▶「行刑改革会議提言」についての会長声明](#)」において、行刑改革会議の提言は、受刑者の人間性の尊重、自発的で自律的改善更生の意欲を持たせる処遇を求めるものであるとともに、刑事施設視察委員会の創設、情報公開、地域住民との連携の強化等を求めるものであり、高く評価できるとした。その上で、当連合会として「21世紀にふさわしい国際的な人権水準に合致した真の行刑改革の実現をめざす」と述べていた。さらに、2005年3月18日付け「[▶「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」についての日弁連の意見](#)」において、職員の人権意識の改革や受刑者の人間としての尊厳を傷つける取扱いをしてはならない旨の基本的使命を規定で定める必要性を提言するとともに、刑事施設視察委員会の独立した調査権限、資料提出を求める権利等を含めた情報開示、行刑運営の透明性を確保するための制度整備等を求めている。

その後も当連合会は、刑事被収容者処遇法の施行日から5年以内の見直しを求める同法附則の規定を受け、残された改革課題や法の施行状況から判明した [▶改善すべき事項](#)をまとめ、法務大

臣及び警察庁長官に提出するなど、更なる法改正による改革の実現に向けて努力を続けてきた。しかしながら、5年が経過した後も、当連合会の提言を受けた法改正作業は行われず、刑事施設職員による被収容者への暴行事案が根絶されることはなかった。

本年6月には、刑法等の改正により、「懲らしめ」のために罰として刑務作業の義務を課す「懲役」を廃止し、受刑者の改善更生、社会復帰を志向する「拘禁刑」が導入された。その施行を間近に控えた現在、20年前と同じ名古屋刑務所において、またしても受刑者に対する大規模かつ長期にわたる暴行が繰り返されていたという事実はあまりに深刻である。行刑改革会議提言にうたわれた受刑者の人権を尊重し、改善更生や社会復帰を図るという行刑改革の理念が浸透していないことが露呈したと言わざるを得ない。

法務大臣は今回の事件を受け、「全国の刑務所で同様の事態が生じていないかについても調査するように指示したほか、(矯正当局以外の)他局についても同様の事態が生じていないか確認するよう、指示」とするとともに、「本件事案の背景事情を含めた全体像の解明と再発防止策等を公正中立な第三者の目で点検・整理する必要があると認め」、「外部有識者による検討会を立ち上げるように指示した」と明言した。

当連合会は、独立性が確保された検討会により、今回の一連の事件並びに全国の刑事施設内におかれた受刑者への暴行・暴言等の実情について徹底的な調査が実施され、その調査結果が詳細に公表されることとともに、政府に対し、調査結果を踏まえた上で具体的かつ実効的な再発防止措置を講じることを求める。同時に、行刑改革会議提言から約20年経過し、刑罰改革が進められようとしている中で今回の事件が発生したことを踏まえ、改めて刑事被収容者処遇法等の法改正を含む、国際的な人権水準に合致した抜本的な行刑制度の改革を推し進めることを強く要望するとともに、当連合会もそのために尽力することを誓うものである。

2022年(令和4年)12月21日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治

## 刑事司法の現場から被収容者等に対する暴力を根絶し、受刑者の真の更生を目指した処遇の実現を求める声明

2022年12月21日  
NPO法人監獄人権センター

本年12月9日、齋藤健法務大臣は臨時記者会見を行い、名古屋刑務所の刑務官22人が複数の受刑者に対して繰り返し暴行を加えていたことを明らかにした。そして同日以降、愛知県岡崎警察署の留置施設で、140時間以上に及ぶ身体拘束の後に被留置者が死亡した事実が報道されるに至った。

これらの事案は、刑事司法の現場が現在もなお、暴力に支配されていることを示している。当センターは、刑事収容施設職員による被収容者等に対する暴力を根絶するとともに、刑に服する受刑者の真の更生を目指した処遇を実現することを強く求める。

これまでに明らかになった一連の事案の経緯は、次の通りである。

12月9日の臨時会見で齋藤法務大臣は、名古屋刑務所の刑務官22人が、昨年1月から本年8月にかけて、複数の受刑者に対して顔や手を叩く、アルコールスプレーを顔に噴射する、尻をサンダルで叩くなどの暴行を繰り返し加えていたことを明らかにした。この問題について法務大臣は、「被害を受けた受刑者に心からおわび申し上げる」と陳謝し、外部有識者による検討会を立ち上げたうえで徹底した調査を進め、関係者への厳正な対処と再発防止策の検討を進める考えを示した。

さらにその後、愛知県岡崎警察署の留置施設で、勾留中の男性(43)が12月4日に死亡していたことが判明した。発表された死因は腎不全であった。男性は延べ140時間以上にわたり、保護室で「戒具」と呼ばれるベルト型の手錠や捕縄で手足を縛られていたほか、幹部を含む複数の署員から暴行を受けていた。男性には統合失調症と糖尿病の持病があったが、署員は糖尿病の薬を飲ませておらず、医師の診断も受けさせていなかったことが、報道で明らかになっている。

名古屋刑務所では、2001年～2002年に複数の受刑者が死傷する事案(いわゆる名古屋刑務所事件)が起きている。この名古屋刑務所事件を契機に、我が国の行刑改革が進められ、刑事被収容者処遇法が成立した。同法の最大の目的は受刑者への暴力を防ぐことにあった。しかし、今回判明した名古屋刑務所での暴行事案は、刑事司法の現場に今もなお暴力を容認する体質が根付いており、20年前の反省が全く活かされていないことを示している。

今回の名古屋刑務所での暴行事案に関与した刑務官は、全員が20～30代であった。実務経験が浅く、暴力で受刑者を威圧する事で施設内の秩序を保とうとしたものと考えられるが、処遇が困難な状況が実際に発生していたのであれば、勤務経験を積んだ熟練の刑務官が現場で処遇にあたり、若手刑務官の実務能力向上の機会とするべきだったと言える。

そして暴力を容認する気風は、警察の留置施設でも根深く残っている。岡崎署で発生した死亡事案は、その一端にすぎない。

かつての行刑改革の際、法務大臣の指示により設置された「行刑改革会議」は、改革の方向性について次のように提言している。

- ▶ 「受刑者が、単に刑務所に戻りたくないという思いから罪を犯すことを思いとどまるのではなく、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的、自律的に改善更生及び社会復帰の意欲を持つことが大切である」（行刑改革会議提言 10 頁）。
- ▶ 「これまでの受刑者処遇において、受刑者を管理の対象としてのみとらえ、受刑者の人間性を軽視した処遇がなされてきたことがなかったかを常に省みながら、現在の受刑者処遇の在り方を根底から見直していくことが必要」（同上 11 頁）である。
- ▶ 「行刑施設における刑務官と被収容者との関係は、ともすれば圧倒的な支配服従関係に陥りがちであるから、こうしたことを意識させ、相手の立場に立って考え、対話により相手を説得するなど冷静な対応ができるような能力を修得させる」（同上 45 頁）必要がある。

今回の一連の問題の背景には、悪人は懲らしめなければならないという牢固な「苦役懲戒主義」が根付いていると見なければならない。我々は、このような考え方を行刑の場から一掃する必要があると考える。今こそ上述の行刑改革会議提言に則り、刑事司法の現場から暴力を排除するための、さらなる改革を推し進めなければならない。それにあたり、当センターは以下の三点の実現を求める。

## 1. 全国的な暴力事案の調査・解明

名古屋刑務所・岡崎警察署での暴行事案は、この二施設に限定されたものではなく、矯正ならびに警察組織の構造的な問題である。同様の暴行事案が他の刑事施設・留置施設で起きている可能性が充分にある。

当センターには、被収容者等に対する職員からの暴行事案の相談が通年寄せられている。2017年には、新宿警察署に逮捕勾留されたネパール人男性が戒具で拘束され、保護室に収容された後に死亡する事件が発覚し、本年7月には同じく新宿警察署において、ある被留置者が留置官に対し、体調を崩している他の被留置者に毛布を交付するよう求めたところ、ベルト手錠や捕縄で拘束され、保護室に収容され、手首を負傷する事案が起きている。

被収容者・被留置者に対する暴行事案が続出する問題の根源を明らかにするためには、全国の刑事施設・留置施設で発生した近時の暴行事案をすべて調査する必要がある。そして現場で暴行等を止めようとした刑務官・留置担当官等がいたのか、幹部職員にどこまで情報が伝わっていたのか、事件をめぐる全体像を明らかにする必要がある。暴行に関与した刑務官・留置担当官だけの問題として処理してはならない。

## 2. 医療へのアクセスの確保

保護室への収容や戒具による身体拘束に際しては、独立した医療へのアクセスが確保さ

れていることが欠かせない。とりわけ警察留置施設には、非常勤も含めて医師その他の医療専門職員は配置されておらず、平常はおおむね1カ月に2回、外部の医師が健康診断を行う以外に、被留置者の健康状態を把握する手段がない。今般の岡崎警察署の死亡事案は、こうした医療へのアクセスの欠如が背景にあると考えられる。

加えて、本年12月17日には、大阪府警浪速署に覚醒剤取締法違反（所持）の疑いで勾留中だった40代の男性容疑者が死亡している。男性は死亡2日前の12月15日朝、「熱がある。息苦しい。病院に行きたい」と申告したが、体温が平熱で呼吸に乱れがないように見えたため、職員は病院に連れて行かなかったという。医療へのアクセスが確保されていれば、その時点で医療上の措置が講じられていたはずであり、浪速署の死亡事案もまた、医療へのアクセスの欠如が要因と考えられる。

警察の留置施設に医療体制が整っていない理由は、留置施設が本来、逮捕から勾留決定までの比較的短い期間に被疑者を留置する施設であるからに他ならない。同様の死亡事案の再発を防ぐため、裁判官による勾留決定後は、速やかに医師らによる医療体制が整っている刑事施設（拘置所）に被疑者を移送し、勾留決定後も刑事施設に代えて留置施設で勾留する「代用監獄」の取り扱いを廃止する必要がある。

### 3. 視察委員会の権限の強化と国内人権機関の設置

今回の暴行事案でとりわけ重要な点は、名古屋刑務所が名古屋刑務所視察委員会の指摘に対応しなかったということである。

名古屋刑務所視察委員会は本年3月、職員の言動や対応について受刑者の不満が相当数みられると指摘していた。「朝日新聞デジタル」（2022年12月10日）の報道によると、刑務所側は内部調査の結果「収容者への不当な言動や対応などはなかった」と回答したが、視察委は内部調査では限界があると問題視し、第三者による調査など一定の対策を講じるよう所長に求めたという。これに対し、刑務所側は「人権に配慮した対応を行うよう説示していく」と回答したが、今回の暴行事案は、視察委員会の問題指摘後も続いていたことになる。

齋藤法務大臣は本年12月13日の記者会見において、「視察委員会から貴重な意見を頂きながらも、施設運営に適切に反映できていなかったと言わざるを得ない」としたうえで、「名古屋刑務所に限らず、全国の矯正施設におきまして、視察委員会の意見を真摯に受け止め、的確に施設運営に反映させるなど、視察委員会制度の適切な運用を徹底するように、私から指示をしたところです」と述べた。

刑事施設の中には、視察委員会が意見を述べても改善措置を講じない施設も少なくない。視察委員会からの指摘を、単なる「意見」ではなく施設運営に確実に反映させるためには、さらなる法改正を検討し、刑事施設の長には義務として、改善措置を取るよう求めるべきである。

本年11月、国連自由権規約委員会は公表した「総括所見」において、日本政府に対し、最優先課題の一つとして国内人権機関の設置を勧告した。刑事施設や留置施設における暴行事案・死亡事案を防止するためには、政府から独立した国内人権機関を設置し、人権侵害

が起きた場合に、同機関による実効的な調査を可能とする体制をすみやかに整備する必要がある。

「悪人は懲らしめるべき」という考えは、誤っている。暴力で罪を犯した人を黙らせても、暴力により抑圧された人の心は更生から遠ざかる。暴力は連鎖する。暴力により心の底からの反省を促すことはできず、暴力の支配する矯正処遇は再犯を誘発する恐れが高まるだけである。受刑者は人として尊重されてこそ、更生への意欲が高まり、よりよい社会復帰、再犯防止に繋がるのである。

刑事司法の現場から暴力を根絶するため、当センターは以上の通りさらなる拘禁制度の改革を実行することを求める。

以上